

第5章

マクロ経済の成果

はじめに

四半世紀余りに及ぶスハルト政権下のインドネシア経済開発は概ね良好な成果をあげてきた。期間中のマクロ経済の平均成長率は6.5%に達し、同期間中の全発展途上国平均の約2%をはるかに凌ぎ、高成長の東アジア地域の一角を占めて見劣りのしない成長率であった。その際立った成果は1人当たり所得の成長率のみならず、人口増加率の急速な低下、保健サービスの普及・向上、初・中等教育の普及・向上、生活・経済活動上の利便など多岐に及んでいるが、そのために投入された資金もまた膨大なものであった。

本章の目的は、スハルト政権下の経済発展を通観するとともに、経済発展のための経済政策枠組みがどのように組み立てられていったのか、そのもとで投資がどのように展開し、それを支えた資金構成は時とともにどのように変化していったのか、その後の経済政策枠組みの補完的整備と位置づけられる構造調整政策が資金調達にどのような効果をもたらしたのか、を明らかにすることにある。この過程で随時マレーシア、タイ、フィリピンと比較することによって、インドネシア型の経済成長の特徴を明らかにするとともに将来展望への手がかりを探る。

第1節 スカルノ大統領期の経済

インドネシアの経済建設は、1949年12月の対蘭独立戦争終結・ハーグ円卓協定による主権確定の翌年から着手された⁽¹⁾。アジア諸国のなかでも独立戦争を戦って独立を達成したのはこのインドネシアとベトナムだけである。それゆえ、経済開発への取組みの開始は他のASEAN諸国などと比べれば約5年の遅れがあった。また、戦争中の生産手段の破壊・劣化、人材逸失などを考慮すれば隣接諸国よりかなり低い経済水準から出発したと推定できる。さらに、この時点ではオランダをはじめとした欧米資本⁽²⁾は依然として農園、鉱山、大規模製造業、銀行、貿易といった部門の企業を支配し続けた。とくにオランダ企業はハーグ円卓協定に基づき、「戦前と同じ権益を享受し、企業経営、利益の本国送金許可など例外的特別待遇に擁護されて事業活動を行っていた」⁽³⁾。他方、中小製造業と国内商業は主として華人の手にあった。

1. 議院内閣制期⁽⁴⁾：1950～59年

1950年代はこれら欧米人、華人の企業活動に対してプリブミ⁽⁵⁾による支配を確立してゆこうとした時期であった。政府は、(1)プリブミ企業家の育成、(2)植民地時代からの欧米系資本企業のインドネシア化、(3)国家資本による新規企業の設立、によってこの政策課題に取り組んだ。

1950年代前半、歴代内閣はさまざまな経済開発計画を策定したが、それらの中核にはプリブミ企業家育成策があった。当初はプリブミにビジネス機会と資本さえ与えれば企業家は自ずから育ってくるものとの楽観的見通しのもとに、ベンテン計画⁽⁶⁾などで多くの恩典を与えて多数のプリブミ企業家を育成しようとした。しかし、その成果は指折り数えられるほどの企業家の輩出をもたらしたにすぎず、目標からは程遠いものであった。

続く1950年代の半ばからの五カ年計画(1956～60年)⁽⁷⁾では、この失敗を教訓

として、企業家に直接資金を提供するような政策は廃し、私企業は自助努力にまかせ、政府は公企業の発展に注力するように方向転換した⁽⁸⁾。短命な内閣がそれぞれに経済開発計画を立案したが、資金難・人材難および後継内閣が引き継ぐことが少なかったことなどのため成果を生むにいたるものはほとんどなかった。

オランダをはじめとした欧米資本企業のインドネシア化は、当初は対価を支払って国際法に準拠して実施したが⁽⁹⁾、その数は少数にとどまった。ところが、1957年11月、帰属が未決着となっていた西イリアン（現イリアンジャヤ）問題に関する勧告決議案を、インドネシアはアジア・アフリカ・グループなど19カ国共同で国連総会に提案したが⁽¹⁰⁾、先進国をはじめとした反対で否決された。これに抗議する労組員らがオランダの企業やその他資産を接収・占拠する挙に出、1958年末には政府がこれを追認するようにオランダ企業の国有用化方針を決定した⁽¹¹⁾。これによってオランダ資本企業・資産のインドネシア化の目標は達成されたが、排除されたオランダ人の役割をプリブミが十分に果たすことはできず、各事業所は操業率の低下に悩まされた。とくに島嶼間海上輸送の80%を担っていた海運会社KPMのシンガポールへの遁走は「外領地域への生活必需品輸送を困難ならしめたばかりか、同地域の輸出用現金作物の滞貨により財政的窮地に陥るところが現れ」⁽¹²⁾たり、輸出額の減少という形でインドネシア経済に跳ね返ってきた。

このような動きと並行して、政府は経済計画で設定した目標には程遠かったが、国立工業銀行、印刷・ゴム再生処理・セメント・紡績・製紙・肥料工場、貿易会社などの国営企業を設立している。

政府がペンテン計画や経済緊急計画を赤字財政を省みずに推進した1953、54の両年のマクロ経済はスカルノ大統領期としては異例に高い成長を遂げた（表1、図1）。通貨当局は1950年3月に通貨改革⁽¹³⁾を実施して独立戦争中に生じた市中の過剰流動性を吸収し、インフレ圧力払拭を図っていたが、政府は財政赤字を中央銀行借入れで賄ったため、物価上昇率はたちまちのうちに2桁を記録した。輸出は、朝鮮戦争ブームが1952年に終了した後、3年連続で

表1 国民総生産の成長と物価・通貨の推移

(単位:10億ルピア)

| | 国内 総生産 ¹⁾ (固定価 格表示) | 国内 総生産 (時価 表示) | 名目 成長率(%) | Implicit GDP Deflator | | 通 貨 供 給 量 (M2) | 指数 | 増加率(%) | |
|--------------------|---|-------------------------|--------------|-----------------------|---------|-------------------------------|---------|--------|----------|
| | | | | 指 数 | 増加率(%) | | | | |
| 1951 ²⁾ | 98.6 | 63.6 | | 55.9 | | | | | |
| 1952 ²⁾ | 101.7 | 78.8 | 23.9 | 67.2 | 20.2 | | | | |
| 1953 ²⁾ | 108.4 | 83.3 | 5.7 | 66.6 | -0.9 | | | | |
| 1954 ²⁾ | 116.7 | 91.8 | 10.2 | 68.2 | 2.4 | | | | |
| 1955 ²⁾ | 120.3 | 120.3 | 31.0 | 86.7 | 27.1 | | | | |
| 1956 ²⁾ | 129.8 | 140.3 | 16.6 | 93.7 | 8.1 | | | | |
| 1957 ²⁾ | 133.5 | 165.0 | 17.6 | 107.2 | 14.4 | | | | |
| 1958 ²⁾ | 129.2 | 174.2 | 5.6 | 116.9 | 9.0 | | | | |
| 1959 ²⁾ | 131.1 | 203.1 | 16.6 | 134.4 | 15.0 | | | | |
| 1960 a | 132.6 | 213.9 | 5.3 | 139.9 | 4.1 | | | | |
| 1960 b | 390.2 | 390.2 | 82.4 | 139.9 | — | | | | |
| 1961 | 412.6 | 470.1 | 20.5 | 159.4 | 13.9 | | | | |
| 1962 | 420.2 | 1,335.1 | 184.0 | 444.5 | 178.9 | | | | |
| 1963 | 410.8 | 3,208.8 | 140.3 | 1,092.7 | 145.8 | | | | |
| 1964 | 425.3 | 7,133.5 | 122.3 | 2,346.3 | 114.7 | | | | |
| 1965 | 429.9 | 23,710.0 | 232.4 | 7,715.0 | 228.8 | | | | |
| 1966 a | 441.9 | 315,900.0 | 1,232.3 | 100,000.0 | 1,196.2 | | | | |
| 1966 b | 441.9 | 315.9 ³⁾ | — | 100 | — | | | | |
| 1967 | 448.0 | 847.8 | 168.4 | 264.7 | 164.7 | | | | |
| 1968 a | 478.8 | 1,993.9 | 135.2 | 582.5 | 120.1 | 128.4 | | | |
| 1968 b | 496.9 | 2,096.7 | 5.2 | 582.5 | — | | | | |
| 1969 a | 530.8 | 2,718.3 | 29.6 | 707.0 | 21.4 | 233.3 | 81.7 | 100 | |
| 1969 b | 4,820.5 | 2,718.0 | — | 707.0 | — | | | | |
| 1970 | 5,182.0 | 3,238.0 | 19.1 | 783.5 | 110.8 | 10.8 | 330.3 | 41.6 | 141.5 |
| 1971 | 5,544.7 | 3,672.0 | 13.4 | 830.4 | 117.5 | 6.0 | 468.9 | 42.0 | 201.0 |
| 1972 | 6,067.2 | 4,564.0 | 24.3 | 943.2 | 133.4 | 13.6 | 615.2 | 31.2 | 263.7 |
| 1973 | 6,753.4 | 6,753.4 | 48.0 | 1,253.9 | 177.4 | 32.9 | 987.4 | 60.5 | 423.2 |
| 1974 | 7,269.0 | 10,708.0 | 58.6 | 1,847.1 | 261.3 | 47.3 | 1,452.2 | 47.1 | 622.5 |
| 1975 | 7,630.8 | 12,642.5 | 18.1 | 2,077.4 | 293.8 | 12.5 | 1,978.1 | 36.2 | 847.9 |
| 1976 | 8,156.3 | 15,466.7 | 22.3 | 2,377.8 | 336.3 | 14.5 | 2,631.2 | 33.0 | 1,127.8 |
| 1977 | 8,882.0 | 19,033.0 | 23.1 | 2,686.9 | 380.0 | 13.0 | 3,131 | 19.0 | 1,418.8 |
| 1978 | 9,566.5 | 22,746.0 | 19.5 | 2,981.4 | 421.7 | 11.0 | 3,809 | 21.7 | 1,632.7 |
| 1979 | 10,164.9 | 32,025.4 | 40.8 | 3,950.5 | 558.8 | 32.5 | 5,222 | 37.1 | 2,238.3 |
| 1980 | 11,169.2 | 45,445.7 | 41.9 | 5,101.9 | 721.6 | 29.1 | 7,691 | 47.3 | 3,296.6 |
| 1981 | 12,054.6 | 54,027.0 | 68.7 | 5,619.8 | 794.9 | 10.2 | 9,716 | 26.3 | 4,164.6 |
| 1982 | 12,325.4 | 59,632.6 | 10.4 | 6,066.6 | 858.1 | 8.0 | 11,075 | 14.0 | 4,747.1 |
| 1983 a | 12,842.2 | 71,214.7 | 19.4 | 6,953.3 | 983.5 | 14.6 | 14,663 | 32.4 | 6,285.0 |
| 1983 b | 77,676.3 | 77,676.3 | 9.1 | 6,953.3 | — | — | — | — | — |
| 1984 | 83,037.4 | 89,885.1 | 15.7 | 7,526.7 | 1,064.6 | 8.2 | 17,937 | 22.3 | 7,688.4 |
| 1985 | 85,081.9 | 96,996.8 | 7.9 | 7,927.0 | 1,121.2 | 5.3 | 23,153 | 29.1 | 9,924.1 |
| 1986 | 90,080.5 | 102,682.6 | 5.9 | 7,926.1 | 1,121.1 | 0.0 | 27,661 | 19.5 | 11,856.4 |
| 1987 | 94,517.8 | 122,915.2 | 19.7 | 9,042.4 | 1,279.0 | 14.1 | 33,885 | 22.5 | 14,524.2 |
| 1988 | 99,981.4 | 142,104.8 | 15.6 | 9,882.8 | 1,397.9 | 9.3 | 41,998 | 23.9 | 18,001.7 |
| 1989 | 107,436.6 | 167,184.7 | 17.6 | 10,820.2 | 1,530.4 | 9.5 | 58,705 | 39.8 | 25,162.9 |
| 1990 | 115,217.3 | 195,597.2 | 17.0 | 11,804.2 | 1,669.6 | 9.1 | 84,630 | 44.1 | 36,275.2 |
| 1991 | 123,225.2 | 227,450.2 | 16.3 | 12,834.5 | 1,815.3 | 8.7 | 99,059 | 17.0 | 42,459.9 |
| 1992 | 131,184.8 | 259,884.5 | 14.3 | 13,774.9 | 1,948.4 | 7.3 | 119,053 | 20.2 | 51,030.0 |
| 1993 | 139,707.1 | 302,017.8 | 16.2 | 15,031.6 | 2,126.1 | 9.1 | 145,600 | 22.3 | 62,408.9 |

(注) 1) 固定価格表示国内総生産の基準年は: 1951~1960 aは1955年, 1960 b~1969 aは1960年, 1969 b~1983 aは1973年, 1983 b~1993は1983年。

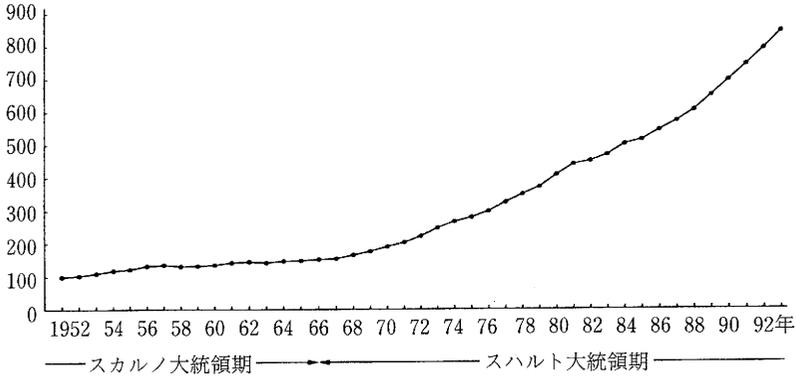
2) 国内総生産(GDP)でなく国民純生産(NNP)。

3) 1965年12月13日に1000旧ルピア=1新ルピアのデノミネーションが行われた。

(出所) 1951~1960 a: *Buletin Biro Perantjangan Negara (K. 355/3/62-50)*

1960 b~ : インドネシア中央統計局国民所得統計各年版。

図1 インドネシアのGDP成長の軌跡
(1951年=100とした指数表示)



(出所) インドネシア中央統計局国民所得統計より作成。

減少した。以後、物価安定のために輸入規制を緩和すると国際収支危機に陥り、その結果再び輸入規制を強化するとインフレが激化するという悪循環がこの時にすでに始まり、スカルノ大統領期を通して経済成長の制約要因となった。

この結果、マクロ経済も1950年代の末期になると全くの低迷状態に陥った。とくに次に述べる地方反乱とオランダ企業の接収にいたった1958年はマイナス3.4%という記録的な落込みとなり、続く2年間も成長率はプラスに転じたものの人口増加率にも及ばない水準であった。他方、1955年から高まっていた消費者物価上昇率は、不安定な社会情勢を映すように、54.9% (57年)、18.0% (58年)、13.2% (59年)、20.0% (60年)⁽¹⁴⁾と高水準を続けた。

このインフレは上述のように中央銀行借入れに依存した赤字財政が主因で、その背景として1955年7月の法律第11号と57年2月の法律第14号で政府が中央銀行から融資を受ける制約を事実上棚上げしたことがあった。この帰結として、1959年8月25日にきわめてドラスティックな通貨改革⁽¹⁵⁾を断行するにいたった。上述の1950年3月の通貨改革の記憶が依然鮮明なこの時期に再び

この通貨改革が行われたことによって、通貨当局および銀行預金への抜き難い不信感を国民に植え付け、その後の銀行業の発展に好ましくない影響を与えたものと考えられる。

このインフレのなかで政府は——おそらく、為替レートの切下げがさらに物価を押し上げることを嫌って——為替レートの調整を忌避したため、公式レートと実勢レートに大幅な乖離が生じた。為替は厳格に管理されていたため、輸出者は輸出代金を著しく不利なレートで換算されたルピアでしか受け取れず、とくに北スラウェシ、北スマトラ、アチェ、南スマトラなどの主要輸出州で不満が募った。実際受取り額が少ないということに加えて地方輸出州が輸出して稼得した外貨の大部分を中央のジャワで消費してしまうという不公平感のゆえである。1956年になるとこれら地方の軍部が公然と密輸に手を染めたり、中央に対して叛旗を翻すような動きが表面化し、遂に58年には西スマトラと北スラウェシで反乱軍が蜂起するまでにいたった。ただし、急派された中央政府軍の前に反乱軍の抵抗は弱く、短期間で鎮圧された。

このように不安定な状況が続くなかでスカルノ大統領は議院内閣制下の政党政治に見切りをつけ、1959年7月、50年から施行されてきた1950年暫定憲法を廃して、大統領権限の強い1945年憲法への復帰を宣言した。これによって、いわゆる、「指導される民主主義」期に入り、政治・経済運営は次第に統制色を強めていった。

2. 「指導される民主主義」期：1960～65年

スカルノ大統領の直接統治下で、経済への政府の統制が強まり、経済は内外の政治的策動に翻弄され、すでに高進していたインフレは一層加速し、政権維持のためにさらに政治的策動が必要になるという悪循環に陥った時期であった。

経済政策面では、まず、農村における外国人小売業禁止(1960年1月1日)によって農村から華人を締め出し、オランダ企業国有化のための政令を公布

する(同年1月10日)とともに実際の接収を行い、西イリアンの帰属をめぐるオランダとイリアン海域で直接戦火を交え(62年1月)、マレーシアの誕生を新植民地主義の策謀であるとしてマレーシアおよびイギリスと対立し(63年)、結局はイギリス資産の接収にまでいたった。アメリカの上院が対インドネシア援助の全面禁止を決議すれば、アメリカ人所有農園接収(1965年2月26日)で反撃し、1965年3月1日にはマレーシアの国連安保理入りに抗議して国連脱退、さらに独立記念日演説(8月17日)では世銀・IMFからの脱退を宣言した。このような西欧諸国との相次ぐ対立のなかでインドネシアの外交姿勢は次第に社会主義諸国への傾斜を強めていった。

この期間の経済政策の屋台骨となるべき経済開発計画は1961年1月1日に着手された総合開発8カ年計画である。70人からなる国家計画委員会が立案にあたったが、このメンバーは政治的考慮を基に選考されたといわれ、先行計画の立案に携わった経験者は含まれておらず、計画能力を著しく欠いていたという⁽⁴⁶⁾。まさに、この時期の性格を体現した計画といえる。このように計画の出来映え自体が疑われる背景に加えて、その年の10月からはインフレが激化し、翌年からは西イリアン解放闘争、さらにその翌年からはマレーシア粉砕闘争が続き、戦費が毎年のように嵩む状況では、経済開発計画が整然と進行する環境にはなかったことは明白である。1962年からはインフレは毎年100%を超え、65年には592%という悪性インフレと化していた。物価がすべて巨額になりすぎたため、1965年12月13日には1000分の1のデノミを行っている。マクロ経済の実質成長率は当然のことながら低迷を続けた。経常収支も毎年赤字で累積債務元利返済も困難をきたしていた。このような状況下で9・30事件が勃発したのである。最精鋭部隊陸軍戦略予備軍を率いていたスハルト少将(当時)が翌日にはクーデター軍を制圧、それまでに親共産党色を強めていたスカルノ大統領は窮地に陥り、1966年3月には政治の実権はスカルノ大統領からスハルト將軍の手に移り、「指導される経済」期も終止符を打つ。

第2節 スハルト政権発足時に設定された経済開発の政策枠組み

権力掌握後のスハルト将軍は、この経済的苦境から脱脚すべく、経済再建策を矢継ぎ早に打ち出していった。最も基本的なことは、スカルノ大統領末期に非同盟路線から社会主義陣営寄りに大幅に逸脱していた政治・外交路線を、非同盟標榜は堅持しつつも資本主義陣営寄りに転換し、規制緩和・開放経済体制へ歩みだしたことである。

そして、その後間もなく策定され、暫定国民協議会で採択された「決定第23号」はスハルト政権の経済政策の基本的な枠組みとなった。この枠組みのなかで長期の経済成長が実現されてきたのであり、1980年代に実施された構造調整政策さえもが遅れて実現された「決定第23号」の実施規定の残余部分とも解釈可能である。それゆえ、ここでは若干冗長になるがその経緯と内容を幾分詳しく紹介することにする。

1. バークレイ・マフィアの登用

1966年5月、専門家の立場から経済安定化・復興・開発のための計画立案を行う大統領経済顧問チーム（Tim Penasihat Ekonomi Presiden）が設置された。チーム名に「大統領」が冠されているが、これはスハルト将軍の側が設置したもので、ウィジョヨ・ニティサストロをリーダーに、アリ・ワルダナ、エミル・サリム、モハマッド・サドリ、スプロト、J・B・スマルリンなどいずれもインドネシア大学経済学部の若手教官がメンバーに名を連ね、翌1967年にはスマトラ叛乱に失敗してシンガポール、マレーシア、タイ、スイスなどに亡命していた同国経済学界長老スミトロ・ジョヨハディクスモも参画した⁽¹⁷⁾。

同チームは市場経済化の枠組みづくり、経済安定化政策、債務返済繰延べ、

長期開発計画などあらゆる経済問題に取り組んでいった。1968年3月の内閣改造で各メンバーは閣僚ないし準閣僚に登用され、実務を完全に委ねられるようになる。ちなみに、このチームの中核メンバーの5人までが米カリフォルニア大学パークレイ校で学び、うち何人かは博士号を取っていたことから、このグループはこの頃からパークレイ・マフィアと呼ばれるようになり、以後、1980年代末までインドネシアの経済運営を中核として担い続けた。

2. IMF、世銀への復帰

次いで、スハルト將軍はIMF、世銀、その他国際機関への復帰に取り組んだ⁽¹⁸⁾。その結果、1966年9月30日にはIMF・世銀総会でインドネシアの復帰決議案が可決され、これを受けて、インドネシア国会もIMF、世銀への再加入に関する法案を可決し、同年11月8日付で発効した⁽¹⁹⁾。最終的にIMFとの再加盟の協定に調印したのが1967年2月21日である。同様にして、世銀との再加盟協定も同年4月13日に調印した⁽²⁰⁾。

その間、1966年6月25日にIMFの担当者がインドネシア政府の招きでIMF復帰問題を討議するために訪伊したのを皮切りに、「数回の経済調査団を派遣し、その結果常駐アドバイザーを送り、財政金融政策の修正を助言」するようになった。つまり、IMFへの復帰前ではあったが、この時期の「経済政策は国際通貨基金からの助言を支えとして実施」⁽²¹⁾されていたのである。累積債務返済繰延べ問題についてもIMFは重要な役割を果たした。

このように初期の経済安定・国際収支危機対策ではIMFが主要な役割を果たしたが、本格的に経済開発に取り組むようになると世銀が主役に入れ替わった。1968年、世銀は56年以来初のインドネシアに関する経済報告を作成するとともに常駐事務所を開設した。以後、インドネシアの経済政策に次第に強い影響力を及ぼすようになり、また次に述べるIGGI(Inter-Governmental Group on Indonesia) 会議も主導するようになる。

3. IGGIの結成と債務返済繰延べ

スハルト将軍への権力移行とともに日米欧からの新規経済協力の申し出が相次ぎ、同時にスカルノ大統領期累積債務の処理問題が懸案となった。日米欧の対イ債権国間で債権国会議の主導権をめぐる駆け引きがあり⁽²²⁾、結局、第1回債権国会議は1966年9月19、20日に東京で開かれたが、ここでは、累積債務問題に関しては、(1)経済的に息継ぎするために十分な時間をインドネシアに与えることが必要、(2)経済安定の実施に支持を与えることが必要、との合意をしたにとどまった⁽²³⁾。参加国は日本、アメリカ、オランダ、西ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、インドネシアの8カ国であった。

続いて、1966年12月19、20日、同一参加国によってパリで第2回債権国会議が開かれ、ここでは66年7月1日以前に発生した参加国からのすべての債務の元利払いを4年間猶予し、71年1月1日から8年間で返済してゆくことで合意した。債務返済繰延べにかかる金利については後に行われる二国間交渉のなかで定めてゆくこととした。ソ連も後日類似の協定に合意している⁽²⁴⁾。

さらに1967年2月23、24日にアムステルダムで債権国会議が開催され、これがIGGIの第1回会合となった。ここには上述の日米欧の債権国に加えて援助予定2カ国および5国際機関がメンバーに加わるとともに、4カ国がオブザーバーとして参加した⁽²⁵⁾。「会議参加国はインドネシア政府の安定復旧計画に完全な信任を与え、同じ信任を輸出ボーナス制度(Export-Bonus-mechanism)とそれの外国援助への適用についても与えることをまず決定した。ついで1967年の国際収支が2億ドルの赤字であるところから、これを補充するため参加国は新規借款を与えることを決定した」⁽²⁶⁾。なお、累積債務問題は1966年12月のパリ会議で完了したわけではなく、67年10月のパリ会議でも68～70年に返済期限がくる元利の扱いについて対応を討議し、決定している。

このようにして、当初の主として累積債務の扱いを検討する債権国会議が

対イ援助を討議・決定する場へと発展してIGGIの成立をみたわけである。以後、IGGIは日米欧の先進諸国、有力国際機関とインドネシアが毎年集まってインドネシアが必要とする経済開発資金をふんだんに供与するという、世界にも例のない組織として機能し続けた。1991年11月の東ティモール事件を契機としてオランダが人権重視の措置をとることを援助の条件とすると、同国が議長国を務めるIGGIをインドネシアが拒否して翌92年に解散に追い込み、世銀主導の新たな援助枠組みCGI (Consultative Group on Indonesia)⁽²⁷⁾を組織したが、オランダに代わって韓国などが新たに参加した程度で実的にはほとんど変わっていない。

4. 暫定国民協議会決定1966年第23号

——スハルト政権の経済政策枠組み——

上述のように、権力移行の直後から経済政策の方向を根本的に転換する方針が明らかにされていたが、その方向で以後の経済政策の基本的枠組みを包括的に提示したのが「経済・財政・開発の基本政策刷新に関する暫定国民協議会決定1966年第23号」(1966年7月5日公布)である⁽²⁸⁾。全文は10章71条から成っており、各章の標題は、1.経済・財政・開発の基本政策、2.潜在的経済力、3.国家再建の優先順位、4.政府の役割、5.協同組合の役割、6.民族民間企業の役割、7.財政政策、8.国際経済関係、9.実施の前提条件、10.結語、となっている。要点は次の9点に集約される。

- (1) 経済活動活発化のためには統制・官僚主義の排除が必要。国営企業の経営の集中の排除。
- (2) まずは短期安定復旧計画に専念し、しかる後に長期開発計画に取り組む。
- (3) インフレの主因である赤字財政の排除。中央政府財政は、一般会計、開発会計、外国借入会計、金融会計から成るものとする。
- (4) 輸出増強が重要。

- (5) 労働市場への年々の新規参入労働力を吸収するに十分な経済成長を実現する。
- (6) 開発計画の財源には国内財源からの資金と外国借款資金を当てる。外国借款は安定と復旧に必要なであるが、債務が過大にならないように注意が必要。
- (7) 外国民間資本に門戸開放。
- (8) 長期開発の優先分野は、農業、インフラ、鉱工業。
- (9) 地方開発には交通網復旧改善と地方分権化が重要。

(1)はスカルノ時代の政府統制経済からの脱却を強調するものである(第40条, 第41条)。スハルト政権が目指した基本的な方向であり、スハルト政権初期にはこのような方向への改善があったが、その後逆にもあって官僚主義の弊害は今日も依然として大きな問題である。国営企業数も石油収入で政府が潤ったこともあり一時はむしろ増加した(第40条, 第41条)。

(2)に関連しては、短期計画の目標の優先順位を、①インフレ抑制、②食糧需要に対する十分な供給、③産業インフラの再建、④輸出活動の増強、⑤衣料需要に対する十分な供給、と定めている。「アンペラ内閣活動方針に関するアンペラ内閣幹部閣僚会議訓令」(1966年8月)が短期計画の時期区分を行っているが、1966年半ばから68年までを安定・復旧期とし、さらにこれを、66年末までを解放期、67年7月までを復旧期、67年末までを強化期、68年中を安定期と細分している。この後1969年から開発の5カ年計画が始まる。②～⑤は後の第1次国家開発五カ年計画の重点目標として生かされている(第13条, 第15条)。

(3)に関する条文を記すと次のようである。短期間で歳入不足を克服してインフレの主因を排除すべきである(第47条)。これを実現するために不可欠な歳入増のため徴税を効率化し強化する(第49条)。中央政府財政は、①一般会計、②開発会計、③外国借款会計、④金融会計、で編成する(第52条)。この財政政策に関する規定の一部として、国家財政を保護し、これを健全化することとの関連で銀行業に関する基本法および中央銀行を規制する法律がただ

ちに制定されねばならない(第55条)。

第52条は、スカルノ大統領期のハイパーインフレの主因が赤字財政であったことから、その克服を優先課題にあげたわけである。財政を構成する各種会計に関する規定はスカルノ大統領期に赤字財政の主因となった特別予算の制度を廃止するものである。特別予算は経済計画実行の資金を賄ってきたが、そこでの資金が不足した場合はその埋め合せのために中央銀行からの通貨増発による借入れが毎年のように行われた。ここでの規定は特別予算自体を廃止し、今後の経済計画は一般会計ないし開発会計あるいは外国借入会計で賄うことを定めたものである(第47条, 第49条)。ただ、現実には、外国借入会計は独立せず、一般会計と開発会計の2本建てとなった。

第55条は中央銀行借入れによる赤字財政の可能性を中央銀行の側からも規制することを意図した規定であるが、ここに記されている銀行基本法と中央銀行法は2年後の1968年に制定された。1953年中央銀行法では大蔵大臣が必要と認めた場合は中央銀行は国庫に融資する義務があったが、1968年中央銀行法では、国家予算において定められた必要額に応じて政府の当座預金に融資する(同法第35条)ことに改められた。議会によるチェック機能が付加されたわけである。

(4)の輸出増強が必要ということは、当時インドネシアの石油生産はまだ少なく、確固とした増産の見通しもまだなく、ましてや石油危機による輸出価格の急騰は想像もしなかった時期であるから、当然非石油・ガス製品輸出の増加が念頭にあった。これは石油危機の到来とともに10年間なおざりにされてしまう。

(5)については、各次の開発五カ年計画の策定に際して期間中の新規労働力増分をまず推計し、それを各産業別に割り振ってそれだけの雇用機会を創出できるように産業別に成長・投資計画を立てる、現行の計画立案方式に実現している(第14条)。

(6)の規定は、財政において外国からの借入を政府の歳入の一部と見なす制度に通じるものである。しかしながら、外国借入受入れを既定とした規定の

仕方であるが、債務返済繰延べに直面していた折りだけに、返済能力に合わせた額ということを強調している（第23条、第60条、第61条）。

(7)については、国家開発に必要な資本額に比べて国内の資本が不足しているため、過去にインドネシア政府に接収された外資も含めた外国資本に関する法律を制定することが必要である。ここでいう法律は1967年1月に制定されている。最後に、IMF、世銀、その他の国際経済機関へ復帰する努力を強調している（第64条）。

(8)の中期経済開発のための優先分野は、①農業、②インフラ、③鉱工業、である。1961年開始の総合開発8カ年計画の残余の部分を棚上げし、新たな中期計画——開発五カ年計画——で代替する。この優先分野とその順位はそのまま第1次開発五カ年計画の優先分野・順位となっている（第25条、第26条）。

(9)の地方開発のためには（スマトラ縦断道路建設を含む）交通網の復興・改善に最大の重点を置く（第30条）。地方開発のために、①地方に対する広範な自治権の容認、②地方政府の調整のもとに経済活動の管理を地方に分散すること、③中央と地方との間における財政の均衡ある配分、に特別の配慮が必要である（第32条）。イリアンジャヤの開発にとくに力を入れる（第36条）。スマトラ縦貫道路は世銀・日本のプロジェクト援助の対象として建設が進められ、すでに全線が完成している。イリアンジャヤ開発に関しても、中央政府財政の開発会計中の地域開発補助金項目で、1969/70年度から10年間にわたって各州中唯一イリアンジャヤ州だけに同州向け開発補助金を交付し続けた。

残る地方自治権の拡大に関しては、その後このような方向で措置がとられたことは全くない。この「決定第23号」は、1958年にスマトラ、スラウェシ反乱が起こって8年後に制定されたものであるが、国のなかでの反乱という大事件が起こってからの8年はその心理的影響が拭い去られるのに十分なほどの長期間とは言い難いであろう。軍部が主導権を握った新政権が、あるいは新政権に委託された学者が、このような地方自治権の拡大を提議するということは容易に理解し難い。他の事項に関しては実行されているにもかかわらず

らず、この件だけは全く実施されなかったことも考え併せれば、この件はインドネシア人の発想とは考え難い。

以上のような内容をもつ「暫定国民協議会決定1966年第23号」は正しくスハルト政権の経済政策の枠組みを規定したものであり、ほとんどすべての方針が後日実現されている。換言すれば、1980年代以降に行われた政策もこの「決定第23号」で方向性を定められていたものが大部分である。税込強化策や輸出振興策のように20年前後もの長い年月を経て実施に移されたものもあるが、これなどは本来行うべきことを大幅に遅れて実現したということである。少なくともこの2つの例に関して実現が遅れた原因は、予想を大幅に上回って増加した石油収入であるに違いない。

また、これら各項は近年におけるベトナムやその他の旧社会主義経済諸国に対して行っているIMFの市場経済化の処方箋と酷似していることが興味深い。

5. 「決定第23号」の実施規定

この「暫定国民協議会決定第23号」を基礎として、1966～67年中に国会・内閣は短期・中期の各種経済政策を相次いで打ち出した。そのうちから重要なものについてみてゆく。

(1) 「アンペラ内閣活動方針に関するアンペラ内閣幹部会訓令」⁽²⁹⁾ (1966年8月)

この訓令でアンペラ内閣の「基本戦略が規定された。殊に訓令の付録(Lampiran)において1966年から68年までのアンペラ内閣の基本戦略を具体的に表明している。」「アンペラ内閣の主要任務は政治的経済的安定の達成にあると規定して、その綱領として、(a)第一に食糧衣料の分野における生活水準の改善、(b)総選挙の実施、(c)国家利益のために独自のそして積極的な対外政策の遂行、(d)帝国主義、植民地主義に対する闘争の継続」³⁰⁾を掲げた。この

基本戦略に基づいて、短期の経済安定を主眼とした財政・金融政策がこの10月3日の政策パッケージとして策定され、長期の経済開発政策として11月3日の政策大綱が策定された。

(2) 1966年10月3日経済政策パッケージ⁽³¹⁾

本政策パッケージは経済安定化を主眼とした短期の経済諸政策である。内容を分野別に整理すると次のようである。

- ① 財政政策：インフレの主因を除去するため「均衡財政」原則の導入。
- ② 輸出振興：1966年2月11日に発足した輸出報償制度（B.E.：Bonus Ekspor）の輸出者取り分を増額変更，輸出振興関係省の任務の規定。
- ③ 輸入政策：輸入資金・輸入税の規定，輸入用外貨基金・援助外貨の規定。
- ④ 金融政策：生産部門に重点を置いてより選別的に，国内金融引締め。
- ⑤ 価格政策：価格補助金政策，公共性の高い品目の価格に関する規定。

そして、経済運営上の原則として次の各項を再確認した。

- ㉑ 政府規制緩和：日常の経済活動への政府の直接干渉を減らし民主的な経済システムを作るためのその他規制緩和策。
- ㉒ 為替レートの適正水準維持：公定為替レートの不適切な水準がこれまでの輸出不振の原因であったと認識。
- ㉓ 「均衡財政」原則の導入：財政インフレの主因を除去するために必要。
- ㉔ 貿易収支均衡。
- ㉕ 各経済単位の固有任務の遂行。
- ㉖ 地方の生産手段の復旧。

(3) 1966年11月3日経済安定復旧政策大綱⁽³²⁾

上の10月3日の政策パッケージが当面のインフレ克服を主眼として財政・金融政策から成っていたのに対して、この大綱はより広範かつ長期的視点から規定を行っている。むろん、基本的な方向は暫定国民協議会決定1966年第

23号および10月3日のパッケージと一貫性を保っている。規定項目は以下のとおりである。

- ① 政府の規制緩和と政府機構の簡素化。
- ② 増税措置。
- ③ 政府支出節約措置。
- ④ 融資健全化の措置。
- ⑤ 対外債務支払い繰延べ措置。
- ⑥ 外国借款獲得についての措置。
- ⑦ 政府所有外貨の合理的使用についての措置。
- ⑧ 輸出増大についての措置。
- ⑨ 輸入制度の改善と輸入関税増徴についての措置。
- ⑩ 物価・関税・補助金についての措置。

(4) 外国投資法（1967年1月10日）

スカルノ大統領期の後半は、1958年にオランダ系企業を接収し、63年にはイギリス系企業を接収し、65年には外国民間投資を禁止するという措置をとり、経済は次第に閉鎖性を強めていった。その結果、スハルト政権発足時には外資系企業は唯一日系のプルダニア銀行が存在するのみであった。この法律によってインドネシアは再び外国民間資本に門戸を開いたわけである。当初は国家安全保障上の問題がある分野以外はほとんど無差別に外資を迎え入れていたが、1970年より選別化の方向へ進み始める。

この外資法は石油部門と金融部門は対象としておらず、石油部門については生産分与（P.S.）方式でスカルノ時代から持続的に外資の活動を認めてきた。他方の金融部門ではこの法律の後に外国銀行限定12行に支店開設を認めるにとどまり、外資合弁非銀行金融機関の設立が認められるようになるのは1972年1月になってからである。

(5) 外国為替市場開設⁽³³⁾ (1967年5月8日)

この日をもって1ドル当たりの公定レートが0.25ルピア、取引レートが10.00ルピアという極端な二重相場が終止符を打ち、ジャカルタ外国為替市場が開設され、そこでの取引相場で決定される形をとるようになった。とはいっても、為替レートは依然として中央銀行が誘導する水準に決まることに変わりはない。

またこの時期、外国為替は4種類(輸出報償外為〈Devisa Bonus Ekspor〉⁽³⁴⁾、商品援助を基礎にして1966年11月から始まった援助外為〈Devisa Bantuan〉⁽³⁵⁾、政府基準価格以上で輸出した輸出者に与えられる基準価格との差額分に相当する補助外為〈Devisa Pelengkap〉、地方自治体に輸出額の一定割合が配分される自動配分外為〈Alokasi Devisa Otomatis〉)存在し、それぞれによって輸入できる品目カテゴリーが異なっていたため為替レートも4つ存在していた。

その後1970年初頭に自動配分外貨制度が廃止されて⁽³⁶⁾、同年4月17日にはさらに、輸出報償外為と補助外為が統合されて一般外為となり、以後援助外為との2本立てとなった。そして同年の12月9日から両者の為替レートは同水準に設定されるようになった⁽³⁷⁾。このように、スカルノ大統領期は固定複数相場制であったが、スハルト政権期になって徐々に単一変動相場制へと転換していった。

(6) 銀行基本法および中央銀行法⁽³⁸⁾

銀行基本法(1968年1月1日)は、①インドネシア国内で活動を許される銀行を機能別に規定し、②各種銀行の設立と営業に際し遵守すべき規範を示し、③各種銀行の業務分野を指定し、④インドネシア銀行が各種銀行を監督、指導すること、およびその基本的な方法を規定し、⑤罰則を規定する、というように金融行政の基本を定めた法である。この法律の制定によって、それ以前には多数の異なる法令により定められていた金融行政の基本的な諸規定がひとつの法律にまとめられ、より体系的なものとなった。行政上の変化と

してはあらゆる種類の銀行の監督と指導の権限が中央銀行の下に復したこと、民間銀行は国営銀行と等しい扱いを受け、もはや補助的な機関とは見なされないものと規定されたことの2点がある。

他方、1968年中央銀行法（1968年12月31日）は、1953年中央銀行法に比べて次のような点で異なる。

- ① 通貨委員会はインドネシア銀行のなかの最高の意思決定機関ではなく、独立した機関であり、金融政策の立案と決定に際して政府を補佐し、その実施を管理・調整する、とした。1953年中央銀行法の規定と異なって、通貨委員会には金融政策を決定する権限は与えられないことになった。ちなみに、通貨委員会は財政および経済に責任をもつ閣僚とインドネシア銀行総裁の3名により構成される。
- ② 1953年法では大蔵大臣が必要と認めた場合は中央銀行は国庫に融資する義務があったが、1968年法では国家予算において必要と決定されている場合は政府の当座勘定に融資する、と改めた。議会によるチェック機能が付加された。
- ③ 1953年法では1953年末までインドネシア銀行の商業銀行業務が認められていたが、同行による商業銀行業務は停止されることなく続けられていた。1968年法では中央銀行業務しか認めなかった。

これによって、通貨委員会、中央銀行のあり方が健全な方向へ改められた。

6. スハルト政権初期に設定された経済政策枠組み

スハルト政権はその登場以来きわめて短期間のうちに経済の枠組みを根本的に変革した。そして、新政権はきわめて整然と個々の政策を矢継ぎ早に打ち出していった。最初は、国権の最高決定機関である暫定国民協議会が国家の基本的方向を示すものとして「決定第23号」を提示した。それに基づいて行政レベルでの政策パッケージが短期そして長期と発表され、さらには外資政策、銀行基本法、中央銀行法といった、個別の重要措置が間を置かずに公

布された。

その内容は、規制緩和・官僚主義の排除、赤字財政の排除、輸出振興の必要、雇用確保に重点を置く、海外の援助の導入、外国民間投資に門戸開放、長期開発の優先分野は農業など、交通網の重要性をまず打ち出す。次の行政レベルでの短期政策では、経済運営上の原則として規制緩和を説くとともに先の「決定第23号」では触れられなかった為替レートの適正水準維持の重要性を指摘し、均衡財政と輸出振興には具体策を示し、引き締めつつ選別的融資を進めることとした。続く長期政策では、政府規制緩和と政府機構の緩和、政府支出の節約と歳入増加策、累積債務の返済繰延べと新規借款獲得についてなどの方針を示した。そして、外資法が制定され、その4カ月後には外国為替市場が開設された。スカルノ時代にきわめて強い統制下にあった為替問題はこれを出発点に徐々に段階を踏んで単一にして変動も可能な為替レートへと誘導されてゆくのである。

このような重要な転換期にアメリカ帰りの一群の若手経済学者、それも当時としては群を抜いて優れた経済学者がいたことはまさに偶然であり、インドネシアにとっては幸運であった。スカルノ大統領期の長い統制経済が続いた時期に官僚機構のなかに経済政策の大転換に対応しえた官僚が多くいたとは考えにくい。すでに第2項で紹介したようにIMFの助言が大きな役割を果たしたであろうし、少し遅れて世銀も加わってこそ、このような法令を矢継ぎ早に出すことが可能となったものであろう。

この時期以降、今日にいたるまでインドネシア経済が良好な実績をあげてこられたという事実には、この政権発足時の政策枠組みが非常に適切に設定されたことが寄与してきたことは論をまたない。この枠組みができあがってまもなく石油危機が起り、10年間の石油ブーム期が訪れるが、その間は金融・財政・輸出振興策の相対的空白期となった。

第3節 スハルト政権下のマクロ経済の発展

1. マクロ経済の成長と構造変化

インドネシア経済は1967年からスハルト政権の経済政策のもとで安定化・成長への道を歩み始める。この1967年から93年までの27年間を通してみると、GDPは平均して実質6.55%で成長し、期間中に実質5.5倍に拡大した。期間中の人口増加率が年率2.1%であったので、1人当たりGDPでは4.4%の成長率であった。米ドル換算(為替レート換算、時価表示)では、1966年時点での通説70ドルから93年には765ドルへと、期間中に約11倍に拡大した(表2)。これにともなって、経済の構造は一変した。

(1) 1966年の経済構造

1966年当時は、農林漁業(53.3%)と商業(19.0%)が2大産業で、両者でGDPの72%を占め、第3位の工業は8.4%にすぎず、第4位に行政・国防(5.1%)があり、他の産業はいずれも2%に満たなかった。要するに、農林漁業が経済の大宗を占め、工業は家計・産業の必要のごく一部を満たしうるにすぎず、工業製品の多くは輸入に依存していたわけである。そしてこれらの国内流通と貿易とを商業が担っていた。電力・ガス・水道の享受者はほんのひとにぎり、金融業や建設業も存在感が薄く、交通機関を使つての人の移動もきわめて少なかった。

ただ、皮肉なことに輸入の最大品目はほとんど毎年のように米であった。これを賄う外貨は農園作物・石油の輸出で稼得していたが、十分な米や日用品を輸入できるだけの額ではなく、この物不足と政治不安が年来のインフレーションをこの年には年率645%(生計費ベース)にまで押し上げ、経済活動にも混乱をきたした。つまり、産業構造は農林漁業への偏りが著しく、日用品の輸入依存度が高いが、外貨不足で十分な輸入ができず、これがイン

表2 スハルト政権下のGDP成長率と産業別対GDP構成比

(%)

| | GDP 実質 成長率 | 1人 当り GDP | 対GDP構成比 | | | | | | | | |
|------|------------------|-----------------|----------|------|------|------------------|---------|------|----------------|---------|---------------|
| | | | 農林 漁業 | 鉱業 | 工業 | 電力・ ガス・ 水道 | 建設 業 | 商業 | 運輸 ・通 信業 | 金融 業 | 行政 ・国 防 |
| 1966 | 2.79 | n.a. | 53.3 | 1.6 | 8.4 | 0.0 | 1.1 | 19.0 | 1.8 | 0.5 | 5.1 |
| 1967 | 1.38 | 51.2 | 53.9 | 2.7 | 7.3 | 0.4 | 1.7 | 17.6 | 2.2 | 0.5 | 4.8 |
| 1968 | 6.88 | 62.4 | 51.0 | 4.2 | 8.5 | 0.4 | 2.1 | 17.0 | 2.7 | 0.6 | 5.6 |
| 1969 | 6.82 | 71.6 | 49.3 | 4.7 | 9.2 | 0.5 | 2.8 | 17.5 | 2.8 | 0.8 | 5.0 |
| 1970 | 7.50 | 75.8 | 48.6 | 5.3 | 9.0 | 0.5 | 3.1 | 16.6 | 3.0 | 1.0 | 5.7 |
| 1971 | 7.00 | 78.0 | 44.8 | 8.0 | 8.4 | 0.5 | 3.5 | 16.1 | 4.4 | 1.2 | 5.8 |
| 1972 | 9.42 | 89.3 | 40.2 | 10.8 | 9.8 | 0.4 | 3.8 | 16.8 | 4.0 | 1.2 | 6.4 |
| 1973 | 11.31 | 129.1 | 40.1 | 12.3 | 9.6 | 0.5 | 3.9 | 16.6 | 3.8 | 1.2 | 6.0 |
| 1974 | 7.64 | 200.0 | 32.7 | 22.2 | 8.3 | 0.5 | 3.8 | 16.6 | 4.1 | 1.1 | 5.5 |
| 1975 | 4.98 | 230.8 | 31.7 | 19.7 | 8.9 | 0.6 | 4.7 | 16.6 | 4.1 | 1.2 | 6.8 |
| 1976 | 6.89 | 275.9 | 31.1 | 18.9 | 9.4 | 0.6 | 5.3 | 16.5 | 4.3 | 1.3 | 6.9 |
| 1977 | 8.90 | 331.9 | 31.0 | 18.9 | 9.5 | 0.6 | 5.4 | 15.5 | 4.4 | 1.2 | 7.3 |
| 1978 | 7.71 | 363.9 | 29.5 | 19.2 | 10.6 | 0.5 | 5.5 | 15.2 | 4.5 | 1.7 | 7.4 |
| 1979 | 6.26 | 355.2 | 28.1 | 21.8 | 10.3 | 0.5 | 5.6 | 14.9 | 4.4 | 2.0 | 6.9 |
| 1980 | 9.88 | 489.6 | 24.8 | 25.7 | 11.6 | 0.5 | 5.6 | 14.1 | 4.3 | 1.7 | 6.9 |
| 1981 | 7.93 | 565.1 | 25.3 | 24.0 | 10.8 | 0.5 | 5.8 | 14.7 | 4.4 | 2.6 | 7.2 |
| 1982 | 2.25 | 583.0 | 26.3 | 19.6 | 12.9 | 0.6 | 5.9 | 14.9 | 4.7 | 2.7 | 7.4 |
| 1983 | 4.19 | 540.4 | 22.8 | 20.7 | 12.7 | 0.4 | 5.9 | 14.9 | 5.3 | 3.0 | 7.4 |
| 1984 | 6.90 | 542.2 | 22.7 | 18.8 | 14.6 | 0.4 | 5.3 | 14.9 | 5.6 | 3.4 | 7.2 |
| 1985 | 2.46 | 530.5 | 23.2 | 14.0 | 16.0 | 0.4 | 5.5 | 15.9 | 6.3 | 3.6 | 8.2 |
| 1986 | 5.88 | 475.5 | 24.2 | 11.2 | 16.7 | 0.6 | 5.2 | 16.7 | 6.2 | 3.9 | 8.1 |
| 1987 | 4.93 | 434.7 | 23.7 | 14.0 | 17.2 | 0.6 | 5.0 | 17.1 | 6.1 | 3.9 | 7.3 |
| 1988 | 5.78 | 480.1 | 24.1 | 12.1 | 18.5 | 0.6 | 5.0 | 17.2 | 5.7 | 3.7 | 6.6 |
| 1989 | 7.46 | 527.2 | 23.4 | 13.1 | 18.1 | 0.6 | 5.3 | 17.3 | 5.6 | 4.0 | 6.7 |
| 1990 | 7.24 | 591.9 | 21.5 | 13.4 | 19.9 | 0.6 | 5.5 | 16.9 | 5.6 | 4.2 | 6.5 |
| 1991 | 6.95 | 637.5 | 19.7 | 13.8 | 21.0 | 0.8 | 5.7 | 16.2 | 6.1 | 4.5 | 6.4 |
| 1992 | 6.46 | 688.2 | 19.5 | 11.5 | 21.8 | 0.8 | 5.9 | 16.4 | 6.6 | 4.8 | 6.7 |
| 1993 | 6.50 | 765.1 | 18.5 | 10.2 | 22.3 | 0.9 | 6.0 | 16.5 | 6.9 | 5.1 | 7.4 |

(出所) インドネシア中央統計局国民所得統計から作成。

フレに拍車をかけていた。このような状況下で健全な投資活動が行われることは期待しえず、外部からの資源の注入なくしては脱却が難しい悪循環に陥っていた。

(2) 1993年の経済

これに対し、1993年には工業(22.3%)が最大産業となっており、以下農林漁業(18.5%)、商業(16.5%)、鉱業(10.2%)と続くが、運輸・通信業(6.9%)、建設業(6.0%)、金融業(5.1%)も格段に重みを増し、産業間の連関は深化した。消費財の輸入代替はあらゆる品目に及び、加えて、1980年代後半から徐々に進められてきた部品・資本財の国産化の範囲も広がっている。工業製品は輸出面でも著しい躍進があり、輸出総額の約3分の2を占めるまでになっており、輸出に安定性・成長性をもたらした。第1次、第2次の石油ブーム期に高まった国際収支・財政の石油・ガスへの過度の依存も工業化の進展と財政・金融部門の規制緩和とによってほぼ克服することに成功した。また、この過程を通じて多数の企業および企業グループが輩出し、事業形成・運営能力を高めていったが——大手企業グループの経済力があまりに強すぎるとして批判も浴びてはいるが——、このことも特筆すべき成果である。このようにして、経済構造とそれを担う企業家機能は格段に強化・充実した。ただ、これを含めて経済開発全般の成果を達成するのに石油収入はもとより膨大な公的・私的借款を投入した。その結果、累積債務は1993年末には恐らく1000億ドル近くに達し、80年代末からは公的・私的借款の新規取入れを過去の債務の元利返済が上回るようになり、経済開発への重荷になってきている。

(3) 産業構造変化のASEAN 3カ国との比較

以上の構造変化を近隣のタイ、マレーシア、フィリピンと比べたのが表3である。

表3をみると、まず1970年の数値にインドネシアが各国に比べて経済開発

表3 インドネシアおよび周辺国の1人当たり国内総生産・GDP産業別構成比・農工逆転年

(GDP産業別構成比のカッコ内の数値は鉱業を除いた場合のGDP構成比)

| | インドネシア | | タイ | | マレーシア | | フィリピン | |
|------------------|------------|------------|------------|------------|--------------------|--------------------|------------|------------|
| | 1970 | 1993 | 1970 | 1993 | 1970 ²⁾ | 1993 ³⁾ | 1970 | 1993 |
| GDP/cap | 76 | 765 | 196 | 2,131 | 372 | 3,401 | 196 | 834 |
| 平均成長率 | 6.6% | | 7.5% | | 6.5% ⁴⁾ | | 3.5% | |
| GDP構成比 | | | | | | | | |
| 農業 ¹⁾ | 48.6(51.4) | 18.5(20.5) | 28.3(28.9) | 10.0(10.1) | 29.1(31.1) | 15.8(17.2) | 27.6(28.4) | 21.7(21.9) |
| 鉱業 | 5.3(—) | 10.2(—) | 2.0(—) | 1.5(—) | 6.2(—) | 8.0(—) | 2.8(—) | 1.1(—) |
| 工業 | 9.0(9.6) | 22.3(24.9) | 16.0(16.4) | 28.5(28.9) | 14.4(15.3) | 30.1(32.7) | 22.6(23.3) | 23.8(24.1) |
| 商業 | 16.6(17.5) | 16.5(18.4) | 19.0(19.4) | 16.6(16.9) | 12.9(13.8) | 12.3(13.3) | 24.8(25.5) | 14.2(14.3) |
| 農工逆転年 | 1991 | | 1981 | | 1984 | | 1980 | |

- (注) 1) 農林漁業。
 2) 産業別構成比は1970年固定価格GDPの72年の構成比。
 3) 産業別構成比は1978年固定価格GDPの93年の構成比。
 4) 1968～93年の平均実質成長率。
 5) 1969～93年の平均実質成長率。

(出所) インドネシア、タイは両国の統計当局作成統計より作成。また、マレーシア、フィリピンは、ADB, *Key Indicators 1984* および同, *1994* より作成。

への本格的な取組みが大幅に遅れていたことが反映されていることが読み取れる。すなわち、当時のインドネシアは周辺諸国に比べて、①1人当たりGDP水準がひときわ低かった、②GDPに占める農林漁業の構成比が他国より約20ポイントも大きく、工業のそれは他国よりひときわ低かった。

そして、1993年の数値も併せてみると、①インドネシアの平均成長率はタイよりは低かったが、マレーシアと同等で、フィリピンよりかなり高かった、②その結果、93年の1人当たりGDP水準(為替レートによるドル換算であるから大まかな目安程度の意味しかないが)は、インドネシアはマレーシアの22%、タイの36%、フィリピンの92%であり、フィリピンに急速に追いつていることが目立つ、③産業構造変化では、インドネシアの農林漁業のシェアの低下ぶりが際立つとともに、鉱業を除いたGDPにおける工業のシェアがマレーシアとともに急伸し、フィリピンを抜いた。フィリピンはこの間の構造変化も

ごくわずかにとどまっている。

つまり、1970年代からのインドネシアの経済発展を近隣諸国との比較によって評価すると、本格的な経済発展はかなり遅れたが、70年以降はタイ、マレーシアに比肩できる成長と経済構造変化を達成し、かつてこれら諸国のなかで先発国であったフィリピンにはほぼ追いついた、ということができる。

2. 経済発展局面の展開

上述のようなスハルト政権下の経済発展の様相を表4に示したさまざまな指標の変化に基づいて5つに時期区分し、時期別の特徴をみてゆく。

(1) 経済安定化・復興期 (1966～68年)：第1期

1966～68年の期間中は物価上昇の収束の方向は明白ではあったが、依然4～3桁の上昇率を続け、それゆえ、利子率も高水準にあった。石油収入、政府開発援助(ODA)はともにまだ少額ではあったが、前者は増勢に転じ、後者に関しては商品援助が流入し始めた。とくに、商品援助は、①消費財の輸入増を通じてインフレ鎮静化に大きく寄与するとともに、②産業用の原材料、スペアパーツ、機械の輸入に使用されたため、これらが不足して操業を停止ないし低下させていた工場などには速効的な生産増加効果をもたらし、③政府財政には見返り資金の歳入をもたらした。また、外国民間投資の認可件数は、1967年には20件であったが、68年には67件に増加して軌道に乗った。両年とも工業部門が60%台を占め、林業、漁業、鉱業がそれに続いた。

これらによって対GDP投資率も1967年には上昇し、GDP成長率は68年には7%近い高率を記録した。期間を通しての平均成長率は3.7%であった(表5)。

(2) 安定後経済活性化期 (1969～73年)：第2期

久方ぶりに経済安定が達成され、企業活動が活性化し、それを石油収入、

表4 各種マクロ経済指標の時系列的変化

(%)

| | 物 価 上昇率 | 通貨 供給 増加 率 | 預金 金利 ¹⁾ | 貸付金利 | | 石油 歳入 歳入 総額 | 石油 歳入 国内 歳入 | 援助 歳入 歳入 総額 | 石油・ ガス 輸出 輸出 総額 | 工業 品出 輸出 総額 | 経 常 収支 ²⁾ | 輸出 総額 GDP | 工業 輸出 工業 最終 需要 | GDCF GDP | ICOR ⁴⁾ |
|------|------------|---------------------|------------------------|------------------|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------|----------------------|-------------------------|-----------------|----------------------------|-------------|--------------------|
| | | | | 運 転 資 金 | 投 資 金 | | | | | | | | | | |
| 1966 | 1,196.2 | | | | | 4.1 | | | 30.1 | | -108 | | | 4.5 | |
| 1967 | 164.7 | | | | | 10.0 | 8.2 | 11.7 | 29.4 | 31.7 | -254 | 13.6 | | 8.0 | |
| 1968 | 120.1 | | 72.0 | | | 8.8 | 14.1 | 17.3 | 19.5 | 34.7 | -225 | 12.3 | | 8.8 | |
| 1969 | 21.4 | 81.7 | 46.9 | | | 12.3 | 19.7 | 27.0 | 27.2 | 36.8 | -336 | 11.9 | | 11.7 | |
| 1970 | 10.8 | 41.6 | 24.0 | | | 14.4 | 21.3 | 28.7 | 25.8 | 37.0 | -310 | 13.1 | | 13.6 | |
| 1971 | 6.0 | 42.0 | 24.0 | | | 15.4 | 25.0 | 32.9 | 24.1 | 39.4 | -372 | 14.0 | | 15.3 | |
| 1972 | 13.6 | 31.2 | 20.5 | | | 16.4 | 30.9 | 39.1 | 21.1 | 49.9 | -333 | 16.3 | | 18.8 | |
| 1973 | 32.9 | 60.5 | 15.8 | 27.3 | | 17.4 | 32.6 | 39.5 | 17.4 | 45.6 | -475 | 19.8 | | 17.9 | |
| 1974 | 47.3 | 47.1 | 17.2 | 24.0 | | 18.5 | 48.2 | 54.6 | 11.7 | 67.4 | 597 | 28.2 | | 16.8 | |
| 1975 | 12.5 | 36.2 | 15.0 | 24.0 | | 21.6 | 45.6 | 55.7 | 18.0 | 73.5 | -1,109 | 22.6 | | 20.3 | |
| 1976 | 14.5 | 33.0 | 15.0 | 24.0 | | 23.9 | 44.3 | 56.3 | 21.2 | 70.6 | -907 | 23.1 | | 20.7 | |
| 1977 | 13.0 | 19.0 | 12.1 | 24.0 | | 22.6 | 45.2 | 55.1 | 17.9 | 67.4 | -51 | 23.5 | | 20.1 | |
| 1978 | 11.0 | 21.7 | 9.0 | 21.0 | | 23.3 | 43.5 | 54.1 | 19.5 | 66.8 | -1,413 | 21.4 | | 20.5 | |
| 1979 | 32.5 | 37.1 | 9.0 | 21.0 | | 25.2 | 52.7 | 63.6 | 17.1 | 64.9 | 980 | 29.5 | | 20.9 | |
| 1980 | 29.1 | 47.3 | 9.0 | 21.0 | | 25.8 | 59.9 | 68.6 | 12.7 | 73.1 | 3,011 | 30.1 | 10.2 | 20.9 | |
| 1981 | 10.2 | 26.3 | 9.0 | 21.0 | | 25.8 | 62.0 | 70.6 | 12.3 | 81.3 | -566 | 25.4 | | 29.8 | |
| 1982 | 8.0 | 14.0 | 9.0 | 21.0 | | 24.1 | 56.9 | 65.8 | 13.5 | 80.4 | -5,324 | 20.9 | | 27.9 | |
| 1983 | 14.6 | 32.4 | 18.0 | n.a. | | 23.6 | 52.0 | 66.0 | 21.2 | 73.3 | -6,338 | 21.9 | | 25.1 | |
| 1984 | 8.2 | 22.3 | 19.1 | n.a. | | 21.6 | 53.8 | 65.6 | 17.9 | 72.2 | -1,856 | 23.7 | | 22.4 | |
| 1985 | 5.3 | 29.1 | 17.8 | 19.4 | 19.3 | 23.5 | 48.8 | 57.9 | 15.7 | 67.7 | -1,923 | 21.2 | 23.6 | 23.1 | |
| 1986 | -0.0 | 19.5 | 15.2 | 18.5 | 17.8 | 21.3 | 28.9 | 39.3 | 26.3 | 53.8 | -3,911 | 18.0 | | 24.1 | |
| 1987 | 14.1 | 22.5 | 17.0 | 20.0 | 18.7 | 21.6 | 37.3 | 48.3 | 22.8 | 49.8 | -2,098 | 22.7 | | 24.8 | |
| 1988 | 9.3 | 23.9 | 17.8 | 20.2 | 19.6 | 23.2 | 28.9 | 41.4 | 30.3 | 40.1 | -1,397 | 23.1 | | 25.9 | 4.54 |
| 1989 | 9.5 | 39.8 | 18.1 | 19.7 | 19.4 | 22.8 | 29.5 | 39.2 | 24.7 | 38.8 | -1,108 | 24.3 | | 27.3 | 4.39 |
| 1990 | 9.1 | 44.1 | 18.1 | 21.2 | 20.3 | 25.3 | 35.8 | 44.8 | 20.0 | 44.5 | -2,988 | 25.1 | 29.4 | 28.4 | 3.90 |
| 1991 | 8.7 | 17.0 | 22.5 | 25.1 | 19.3 | 22.9 | 28.9 | 36.2 | 20.0 | 38.7 | -4,260 | 25.4 | | 28.1 | 3.94 |
| 1992 | 7.3 | 20.2 | 18.6 | 21.2 | 17.9 | 22.4 | 26.4 | 32.3 | 18.4 | 31.1 | -2,780 | 26.3 | | 27.3 | 3.93 |
| 1993 | 9.1 | 22.3 | 13.5 | 16.5 | 15.4 | 20.6 | 24.3 | 28.7 | 15.3 | 26.3 | -2,016 | 25.3 | | 25.9 | 3.98 |

(注) 1) インドネシア銀行が定めた国営商業銀行の1年もの定期預金金利。なお、インフレ鎮静化策実施中で、物価上昇率が依然として100%を超えていた1967年4月16日～68年9月30日の期間中は6カ月を超える定期預金は廃止されていた。1969年の金利はインフレの急速な鎮静化に対応して、月利5%(3月17日), 4%(5月1日), 3%(7月10日), 2.5%(9月15日)と切り下げられてきた。表中の数値はこれらの加重平均値。

2) この系列の期間は会計年度である。

3) 出所は、IMF, *International Financial Statistics Yearbook 1994*。

4) ここでは $ICOR_n = [GDP_n - GDP_{n-5}] / [GDCF_{n-1} + GDCF_{n-2} + \dots + GDCF_{n-5}]$ 。

(出所) Republik Indonesia, *Nota Keuangan dan Rancangan Pendapatan dan elanja Negara*, 各年度版/Bank Indonesia, *Indonesian Financial Statistics*. 各月版/Biro Pusat Statistik, *Indikator Ekonomi*. 各月版/IMF, *International Financial Statistics*. 各月・各年版。

表5 時期別・産業別GDP成長率

(%)

| | GDP実質成長率 | 産業別実質成長率 | | | | | | | | | | |
|-----|----------|----------|------|------|------------------|---------|------|-----------------|---------|----------|-----------|-------------|
| | | 農林 漁業 | 鉱業 | 工業 | 電力・ ガス・ 水道 | 建設 業 | 商業 | 運輸・ 通信・ 業 | 金融 業 | 家屋 賃貸 | 行政・ 国防 | その他 サービス |
| 第1期 | 3.7(3.5) | 3.3 | 7.2 | 4.6 | 10.6 | 5.9 | 4.2 | 1.7 | -7.5 | 3.8 | 5.1 | 2.4 |
| 第2期 | 8.4(7.5) | 4.1 | 17.5 | 13.2 | 11.9 | 24.7 | 10.8 | 11.1 | 29.5 | 13.4 | 8.3 | 2.5 |
| 第3期 | 7.8(8.0) | 3.6 | 3.2 | 14.2 | 14.5 | 13.5 | 7.8 | 12.9 | 13.7 | 12.2 | 13.0 | 2.4 |
| 第4期 | 4.3(5.3) | 3.7 | -2.0 | 8.9 | 11.4 | 2.3 | 5.0 | 4.8 | 12.0 | 3.8 | 5.6 | 2.9 |
| 第5期 | 6.5(7.2) | 3.1 | 2.5 | 10.5 | 13.2 | 10.4 | 7.9 | 8.6 | 10.6 | 4.3 | 4.8 | 5.8 |

(注) GDP実質成長率のカッコ内は鉱業を除いたGDP実質成長率。

(出所) インドネシア中央統計局国民所得統計より作成。

政府開発援助(ODA), 外国民間投資が三位一体となって押し上げて高いGDP成長率を達成した。

物価上昇率はすでにハイパーインフレーションの域を脱し, 1971年には6%まで低下した。ところが, 1972年に記録的早魃に見舞われ, 米の乾期作が壊滅的な打撃を受けるとともに雨期作の作付けも大幅に遅れた。これに対し, 食糧調達庁は同年年央に誤情報に基づいて米自給自足達成宣言を出すなど事態を楽観視していたことから米の輸入手当が遅れ, 再びインフレを招来した。ただし, このインフレはハイパーインフレーション期の名残の超高金利を一段と低下させるうえでの妨げにはならなかった。基本的には安定化が達成され, 企業活動の環境が整った時期であった。

この期の末に第1次石油危機が発生したが, 石油危機以前にすでに石油生産量・輸出量・輸出価格が著増していた(表6, 7)。期間中, 生産量は年率18%, 輸出量が同20%で増加した。インドネシアの主力油田をもつカルテックスの増産に加えて, 1960年代末に締結した生産分与契約各社の油田が相次いで生産を開始したことによる。輸出価格も期間中を通じて上昇傾向を辿り, 期首のバーレル当たり1.7ドルから石油危機直前までに3.7ドルへと倍以上に上昇していた。その結果, ドル建て輸出額は平均42%の高率で増加した。石油危機前の1972年までの4年間をとっても輸出額の平均増加率は同32%の高率であった。

表6 石油生産量と輸出量
(単位：100万バレル)

| | 生産量 | 輸出量 |
|---------|--------------|--------------|
| 1968 | 219.9(0.601) | 176.7(0.483) |
| 1969/70 | 284.0(0.778) | 241.3(0.661) |
| 1970/71 | 314.0(0.860) | 267.1(0.732) |
| 1971/72 | 341.5(0.933) | 287.7(0.786) |
| 1972/73 | 412.3(1.130) | 359.7(0.985) |
| 1973/74 | 508.4(1.393) | 439.1(1.203) |
| 1974/75 | 485.1(1.329) | 406.9(1.115) |
| 1975/76 | 497.9(1.360) | 424.5(1.160) |
| 1976/77 | 568.3(1.557) | 486.8(1.334) |
| 1977/78 | 616.5(1.689) | 535.2(1.466) |
| 1978/79 | 589.2(1.614) | 504.9(1.383) |
| 1979/80 | 577.2(1.577) | 447.0(1.221) |
| 1980/81 | 581.1(1.592) | 442.0(1.211) |
| 1981/82 | 570.5(1.563) | 427.0(1.170) |
| 1982/83 | 459.0(1.257) | 341.0(0.934) |
| 1983/84 | 517.6(1.414) | 418.0(1.142) |
| 1984/85 | 507.1(1.389) | 409.0(1.121) |
| 1985/86 | 487.7(1.336) | 345.0(0.945) |
| 1986/87 | 499.0(1.367) | 290.0(0.795) |
| 1987/88 | 507.9(1.388) | 354.8(0.969) |
| 1988/89 | 496.9(1.361) | 335.8(0.920) |
| 1989/90 | 515.5(1.412) | 350.0(0.959) |
| 1990/91 | 553.0(1.515) | 359.4(0.984) |
| 1991/92 | 573.2(1.566) | 377.0(1.030) |
| 1992/93 | 549.8(1.506) | |
| 1993/94 | 547.8(1.501) | |

(注) カッコ内は生産量，輸出量ともに日量。

1968年は暦年。

生産量にはコンデンセイトを含み，輸出には石油製品を含む。

(出所) 1969/70～1988/89：Republik Indonesia, *Nota Keuangan*…, 1972/73年度版および1994/95年度版。

1968, 1989/90～1991/92：Departemen Penerangan, “Lampiran Pidato Pertanggungjawaban Presiden/Mandataris M.P.R., R.I., 1 Maret 1993.”

1992/93, 1993/94：Biro Pusat Statistik, *Indikator Ekonomi*. Sep. 1994.

表7 石油輸出価格

(単位:ドル/バーレル)

| 年 月 | 価 格 | 年 月 | 価 格 | 年 月 | 価 格 | 年 月 | 価 格 |
|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 1969. 4 | 1.67 | 12 | 25.50 | 10 | 12.27 | 7 | 14.81 |
| 1970. 4 | 1.67 | 1980. 1 | 27.50 | 11 | 12.31 | 10 | 35.29 |
| 1971. 4 | 2.21 | 2 | 29.50 | 12 | 13.07 | 1991. 1 | 25.48 |
| 1972. 4 | 2.96 | 5 | 31.50 | 1987. 1 | 15.39 | 4 | 17.37 |
| 1973. 4 | 3.73 | 1981. 1 | 35.00 | 4 | 17.57 | 7 | 18.56 |
| 10 | 4.75 | 4 | 35.00 | 8 | 18.76 | 10 | 20.45 |
| 11 | 6.00 | 1982. 4 | 35.00 | 12 | 16.93 | 1992. 1 | 18.32 |
| 1974. 1 | 10.80 | 11 | 34.53 | 1988. 1 | 17.22 | 4 | 17.47 |
| 4 | 11.70 | 1983. 4 | 29.53 | 3 | 15.45 | 7 | 20.67 |
| 1975. 4 | 12.60 | 1985. 4 | 28.53 | 5 | 17.56 | 10 | 19.73 |
| 10 | 12.80 | 1986. 1 | 25.13 | 10 | 13.20 | 1993. 1 | 17.89 |
| 1976. 4 | 12.86 | 2 | 21.00 | 12 | 12.50 | 4 | 18.84 |
| 1977. 1 | 13.55 | 3 | 14.45 | 1989. 1 | 15.00 | 7 | 17.44 |
| 1979. 1 | 13.90 | 4 | 10.66 | 4 | 18.21 | 10 | 17.13 |
| 4 | 15.65 | 5 | 10.38 | 5 | 18.64 | 11 | 16.07 |
| 5 | 16.15 | 6 | 12.11 | 9 | 17.02 | 12 | 14.15 |
| 6 | 18.25 | 7 | 10.25 | 12 | 18.07 | | |
| 7 | 21.12 | 8 | 9.83 | 1990. 1 | 19.24 | | |
| 11 | 23.50 | 9 | 12.20 | 4 | 17.49 | | |

(出所) Republik Indonesia, *Nota Keuangan*...1994/95年度版。

ただ、このような石油輸出の急増にもかかわらず、国際収支における経常収支は、開発型経済運営の常として、輸出の総額に比して大幅な赤字を続けた。一般の輸入需要の増加に加えて援助や外国民間投資の本格化で資本財輸入が活発化した一方、石油生産に必要な石油部門の輸入や外国石油会社の利益送金も急増したからである。この時期は石油危機の発生前で、外国石油会社への利益配分比率が大きかった。

石油の財政への貢献はより明瞭であった。つまり、国内歳入(歳入総額から援助歳入を控除したもの)の対GDP比率は第1期末1968年の7.2%から当期末には14.3%へと倍増したが、この増分の6割は石油収入増がもたらしたものである。残りの4割は石油部門以外からの歳入増であるが、所得税、販売税・

輸入品販売税，輸入関税といった主要項目がいずれも顕著に増加した。経済全般の活性化を反映したものである。なお，国内歳入に占める石油収入の寄与率は27～40%へ増加したが，これは第1期の17%よりは一段と高いが，第3期の55～71%よりは一段と低い，という過渡的段階であった。

ODAもこの時期の経済活性化に効果的であった。1972年までは商品援助が主体で，前の期と同様，これを用いての工業用投入財の輸入で多くの工場の稼働率を高めた。見返り資金の財政への寄与も同様である。1974年からの第3期に比べれば金額的にははるかに少額であったが，既存工場の操業度を高めたので投入額に比して大きな成果があった。1973年に初めて実行ベースでプロジェクト援助が商品援助を上回った。歳入総額に占める援助歳入の比率は前後の期より高率であった。前の第1期より金額が増加したことと，第3期では石油収入の比率が非常に高くなったためである。

規制緩和，経済安定化，内外民間投資法の制定による投資インセンティブの設定，さらには，財政支出の増加とその乗数効果を通じての消費需要の増加，という好環境のなかで内外民間投資が活性化した。国内民間企業は生産再開・拡大そして新規投資も動きだした。1973年度末までの新規投資の政府認可件数は2057件を数えた。工業部門が全体の4分の3を占め，以下，林業（11%），観光・ホテル（5%），運輸（4%）などであった。外国民間投資も，この時期，認可件数が増加し，1973年度末までに715件が認可された。分野別では工業部門の案件が大多数（57%）を占め，以下，林業（11%），農業（9%），建設（6%）と続いた。工業部門の案件では化学・ゴム，繊維，金属加工業を中心に最終加工工程の輸入代替が主流であった。インドネシアにおいては新規業種である場合は外資がまず先行し，地元企業が少し時間をおいてそれに追随するケースが多かった。

以上のような政府・民間の投資の活性化によって国内総資本形成の対GDP比率はこの期に入って2桁となり，期末には20%近くにまで上昇した。その結果として期間中のGDP平均成長率は各期を通じて最高の8.4%を記録した。投資効率を示すICOR——この時期国内総固定資本形成の統計は作られてい

なかったので、国内総資本形成で便宜的に代替した——は1年を除いて2以下であり、投資効率は各期を通じて最も高かった。GDPの各産業別の平均成長率をみると、金融業が30%、建設業が25%ときわめて高い成長を遂げているが、この異常なまでの高度成長が事実であるとするなら、長い停滞・後退の後の回復期の特殊な現象とみるべきであろう。すなわち、この第2期も第1期に通じる復興期の側面を残していたとみることができる。

(3) 石油収入主導型成長期 (1974~81年)：第3期

第1次および第2次石油危機の石油価格高騰による石油収入の増加が経済成長を牽引した時期である。ODAのディスバースメントも期首の11億ドルから期末には38億ドルへと速いペースで増加し、インフラ建設を通して経済成長を支えた。この石油収入とODAは財政需要となって民間部門を潤し、民間企業グループが相次いで飛躍を遂げた。外国民間投資の流入は期間中を通して低水準に終始したため、その分、地元民間企業の受益する部分が大きかった。期間中のGDP平均成長率は7.5%。この成長率は前期より低い、この期の特徴は各産業が万遍なく高い成長を達成したと同時に、工業がGDP成長に対して23%の寄与をして成長の原動力としての地位を固めたことである。

1971年から増勢にあった石油輸出価格は第1次石油危機で73年第4四半期から急騰に転じた。1973年4月にバーレル当たり3.73ドルであったものが74年7月には12.60ドルにまで急上昇し、以後緩やかな上昇に転じた。そして1979年、第2次石油危機で再び輸出価格は急騰、同年中にバーレル当たり13.90ドルから25.50ドルに上昇するとともに、80年中も上昇を続け、81年1月には史上最高の35ドルに達する。これにともなって石油輸出量も1973年度に急増し、77年度をピーク(日量147万バーレル)に、76~80年度はいずれも120万バーレル以上の高水準を記録した。

この2度の石油危機はインドネシアに巨額の純外貨収入⁽³⁹⁾をもたらした。すなわち、表8の石油・ガス部門経常収支にみるとおり、1974年度の石油部門外貨収入は前年度比4倍強の26億ドルとなり、その後も増加を続けた。第

表8 国際

| | 経常収支 | | | | | | | | | |
|--------------------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--|
| | 収支尻 | 経 | | | 常 | | | | | |
| | | 石油・ガス | その他 | 総額 | 貿易 | | | 収支 | | |
| | | | | | 輸 | | 出 | | 輸 | |
| 石油・ガス | その他 | 総額 | 石油・ガス | その他 | 総額 | 石油・ガス | その他 | | | |
| 1967 ¹⁾ | | | | | 240 | | | | | |
| 1968 ¹⁾ | | | | | 297 | | | | | |
| 1969/70 | -501 | +92 | -593 | 1,044 | 384 | 660 | 1,097 | 88 | 1,009 | |
| 1970/71 | -388 | +135 | -523 | 1,204 | 443 | 761 | 1,102 | 94 | 1,008 | |
| 1971/72 | -448 | +204 | -652 | 1,374 | 590 | 784 | 1,248 | 132 | 1,116 | |
| 1972/73 | -557 | +399 | -956 | 1,939 | 965 | 974 | 1,651 | 159 | 1,492 | |
| 1973/74 | -756 | +641 | -1,397 | 3,613 | 1,708 | 1,905 | 3,074 | 461 | 2,613 | |
| 1974/75 | -138 | +2,638 | -2,776 | 7,186 | 5,153 | 2,033 | 5,097 | 1,275 | 3,822 | |
| 1975/76 | -854 | +3,138 | -3,992 | 7,146 | 5,273 | 1,873 | 5,409 | 930 | 4,479 | |
| 1976/77 | -802 | +3,710 | -4,512 | 9,213 | 6,350 | 2,863 | 7,173 | 1,753 | 5,420 | |
| 1977/78 | -690 | +4,445 | -5,135 | 10,860 | 7,353 | 3,507 | 7,866 | 1,490 | 6,376 | |
| 1978/79 | -1,155 | +4,010 | -5,165 | 11,353 | 7,374 | 3,979 | 8,443 | 1,711 | 6,732 | |
| 1979/80 | +2,198 | +6,975 | -4,777 | 18,511 | 12,340 | 6,171 | 10,722 | 2,672 | 8,050 | |
| 1980/81 | +2,131 | +10,601 | -8,470 | 22,885 | 17,298 | 5,587 | 14,242 | 3,681 | 10,561 | |
| 1981/82 | -2,709 | +9,761 | -12,551 | 22,994 | 18,824 | 4,170 | 17,911 | 4,916 | 12,995 | |
| 1982/83 | -7,039 | +7,166 | -14,205 | 18,672 | 14,744 | 3,928 | 18,496 | 4,365 | 14,131 | |
| 1983/84 | -4,151 | +7,371 | -11,522 | 19,816 | 14,449 | 5,367 | 16,304 | 3,489 | 12,815 | |
| 1984/85 | -1,968 | +7,816 | -9,784 | 19,901 | 13,994 | 5,907 | 14,427 | 2,797 | 11,630 | |
| 1985/86 | -1,832 | +6,123 | -7,955 | 18,612 | 12,437 | 6,175 | 12,552 | 2,474 | 10,078 | |
| 1986/87 | -4,051 | +2,584 | -6,635 | 13,697 | 6,966 | 6,731 | 11,451 | 2,095 | 9,356 | |
| 1987/88 | -1,707 | +3,760 | -5,467 | 18,343 | 8,841 | 9,502 | 12,952 | 2,355 | 10,597 | |
| 1988/89 | -1,859 | +3,060 | -4,919 | 19,824 | 7,640 | 12,184 | 14,311 | 2,072 | 12,239 | |
| 1989/90 | -1,599 | +3,911 | -5,510 | 23,830 | 9,337 | 14,493 | 17,374 | 2,529 | 14,845 | |
| 1990/91 | -3,741 | +6,010 | -9,751 | 28,143 | 12,763 | 15,380 | 23,028 | 3,580 | 19,448 | |
| 1991/92 | -4,352 | +5,155 | -8,914 | 29,714 | 10,706 | 19,008 | 24,803 | 3,143 | 21,660 | |
| 1992/93 | -2,561 | +3,516 | -6,077 | 35,303 | 10,482 | 24,823 | 27,317 | 3,566 | 23,751 | |
| 1993/94 | -2,940 | +2,534 | -5,474 | 36,504 | 9,334 | 27,170 | 29,127 | 3,816 | 25,311 | |

(注) 1) 暦年と同じ会計年度。1969年から、日本と同様の、4月～3月の会計年度へ変更。

(出所) 表7と同じ。

収支

(単位：100万ドル)

| 支 | | | SDR | 政府資本流入 | | | その他 資本 収支 | 債 務 元 本 支払い | 国 際 収 支 | 誤 差 脱 漏 | 金 融 収 支 |
|---------|------------|--------|-----|--------|----------|----------------------|-----------------|-------------------|------------|------------|------------|
| 貿易外収支 | | | | 総額 | 商品 援助 | プロ ジェ クト 援助 | | | | | |
| 収支尻 | 石油・ ガ ス | その他 | | | | | | | | | |
| -448 | -204 | -244 | +35 | 371 | 308 | 63 | +27 | 31 | -99 | +56 | +43 |
| -490 | -214 | -276 | +28 | 369 | 283 | 86 | +115 | 47 | +77 | -95 | +18 |
| -574 | -254 | -320 | +30 | 400 | 286 | 114 | +190 | 78 | +94 | +6 | -100 |
| -845 | -407 | -438 | - | 481 | 336 | 145 | +480 | 66 | +338 | +87 | -425 |
| -1,295 | -606 | -689 | - | 643 | 281 | 362 | +549 | 81 | +355 | +5 | -360 |
| -2,227 | -1,240 | -987 | - | 660 | 180 | 480 | -131 | 89 | +302 | -311 | +9 |
| -2,591 | -1,205 | -1,386 | - | 1,995 | 74 | 1,921 | -1,075 | 77 | -11 | -353 | +364 |
| -2,842 | -887 | -1,955 | - | 1,823 | 147 | 1,676 | +38 | 166 | +893 | +108 | -1,001 |
| -3,684 | -1,418 | -2,266 | - | 2,106 | 157 | 1,949 | +176 | 761 | +831 | -180 | -651 |
| -4,065 | -1,653 | -2,412 | +64 | 2,208 | 94 | 2,114 | +392 | 632 | +877 | -169 | -708 |
| -5,591 | -2,693 | -2,898 | +65 | 2,690 | 239 | 2,451 | -1,318 | 692 | +2,943 | -1,253 | -1,690 |
| -6,512 | -3,016 | -3,496 | +62 | 2,684 | 118 | 2,566 | -361 | 615 | +3,901 | -1,165 | -2,736 |
| -7,873 | -4,147 | -3,726 | - | 3,521 | 50 | 3,471 | +1,140 | 809 | +1,062 | -2,050 | +988 |
| -7,215 | -3,213 | -4,002 | - | 5,011 | 21 | 4,990 | +1,795 | 926 | -1,159 | -2,121 | +3,280 |
| -7,663 | -3,589 | -4,074 | - | 5,793 | 84 | 5,709 | +1,191 | 1,010 | +1,823 | +247 | -2,070 |
| -7,442 | -3,381 | -4,061 | - | 3,519 | 52 | 3,467 | +499 | 1,292 | +758 | -91 | -667 |
| -7,892 | -3,840 | -4,052 | - | 3,432 | 38 | 3,394 | +572 | 1,644 | +528 | -498 | -30 |
| -6,297 | -2,287 | -4,010 | - | 5,472 | 585 | 4,887 | +1,232 | 2,129 | +524 | -1,262 | +738 |
| -7,096 | -2,726 | -4,372 | - | 4,575 | 1,296 | 3,276 | +1,709 | 3,049 | +1,528 | +57 | -1,585 |
| -7,372 | -2,508 | -4,864 | - | 6,588 | 882 | 5,706 | -211 | 3,763 | +755 | -1,432 | +677 |
| -8,055 | -2,897 | -5,158 | - | 5,516 | 1,037 | 4,479 | +575 | 3,686 | +806 | -558 | -248 |
| -8,856 | -3,173 | -5,683 | - | 5,006 | 718 | 4,288 | +5,856 | 4,082 | +3,039 | +263 | -3,302 |
| -9,263 | -3,001 | -6,262 | - | 5,600 | 227 | 5,210 | +4,133 | 4,182 | +404 | -52 | -352 |
| -10,547 | -3,399 | -7,149 | - | 5,755 | 125 | 5,630 | +4,284 | 4,840 | +2,638 | -1,199 | -1,439 |
| -10,317 | -2,984 | -7,333 | - | 6,195 | - | - | +4,648 | 5,132 | +2,771 | -2,044 | -727 |

2次石油危機で再び拍車がかかってピークの1980年度には106億ドルに達し、期末の81年度には97億ドルであった。1982年度以降は石油輸出価格の小幅な下落と輸出量の減少のため景況が急速に悪化したことから次の景気後退期に区分したが、輸出価格および石油部門経常収支をみるかぎり当初の下落は緩やかで86年初頭までブームの余韻は持続した。

このように石油部門は多額の外貨を稼得したが、この期間中は活発な投資活動と消費ブームを反映して非石油部門の経常収支赤字が著しく拡大したため、両部門合わせての経常収支が黒字を記録したのは第3期の8年間でわずか2年度にとどまった。とくに、1975年には、石油危機後の世界不況のなかで非石油・ガス輸出が落ち込む一方、輸入が膨張し、さらに石油公社ブルタミナが手がけた多額の投資の資金繰りに行き詰まったため、深刻な国際収支危機に見舞われる一幕があった。さらに、1978年には国際収支と財政上の困難から11月16日、ルピアのドル・レートは380ルピアから415ルピアへと大幅に切り下げられた。

貿易収支の輸出の項をみると、石油輸出がその他輸出を上回るようになったのは石油危機直後の1974年度にすぎない。以後、石油輸出の割合は急上昇し、1981年度には輸出総額の82%を占めるまでになるが、その後は再び急落して87年度には再逆転する。1973年までのその他輸出は大部分を農園作物・木材が占めたが、87年度以降のその他輸出の主力は工業製品である。この石油ブーム期間中の工業化の成果を如実に示すものである。

国家財政における石油収入は1974年度に前年比150%増加したのをはじめとして著しい増加を示し、国内歳入(=歳入総額-援助歳入)に占める石油収入の割合は、石油危機前の30%台から第1次石油危機後には50%台、第2次石油危機後には60%台から70%までを占めるようになった(表9)。国内歳入自体も規模が急拡大しており、GDPに対するその比率は石油危機前の13%から当期末の1981年度には23%にまで上昇している。援助収入も含めた歳入総額では1981年度には26%にまで達し、後にみるように、マレーシアほどではないがタイやフィリピンに比べれば、産油国らしい「大きな政府」が形づく

表9 国家歳入の規模と構成

(単位:10億ルピア)

| | 歳入総額 | | | 国内歳入 ³⁾ | | | | | | 援助歳入 |
|--------------------|------------|--------|------------|--------------------|------------|-----------|-----------------|------------|------------|--------|
| | GDP (a) | (b) | b/a (%) | 総額 (c) | c/a (%) | 非石油 歳入 | 石油 歳入 (d) | d/a (%) | d/c (%) | |
| | | | | | | | | | | |
| 1967 ¹⁾ | 848 | 85 | 10.0 | 60 | 7.1 | 53 | 7 | 0.8 | 11.7 | 25 |
| 1968 ¹⁾ | 2,097 | 185 | 8.8 | 150 | 7.2 | 124 | 26 | 1.2 | 17.3 | 36 |
| 1969/70 | 2,718 | 335 | 12.3 | 244 | 9.0 | 178 | 66 | 2.4 | 27.0 | 91 |
| 1970/71 | 3,290 | 465 | 14.4 | 345 | 10.7 | 246 | 99 | 3.1 | 28.7 | 120 |
| 1971/72 | 3,672 | 564 | 15.4 | 428 | 11.7 | 287 | 141 | 3.8 | 32.9 | 136 |
| 1972/73 | 4,564 | 748 | 16.4 | 591 | 12.9 | 360 | 231 | 5.1 | 39.1 | 158 |
| 1973/74 | 6,753 | 1,172 | 17.4 | 968 | 14.3 | 586 | 382 | 5.7 | 39.5 | 204 |
| 1974/75 | 10,708 | 1,986 | 18.5 | 1,754 | 16.4 | 797 | 957 | 8.9 | 54.6 | 232 |
| 1975/76 | 12,643 | 2,734 | 21.6 | 2,242 | 17.7 | 994 | 1,248 | 9.9 | 55.7 | 492 |
| 1976/77 | 15,467 | 3,690 | 23.9 | 2,906 | 18.8 | 1,271 | 1,635 | 10.6 | 56.3 | 784 |
| 1977/78 | 19,011 | 4,309 | 22.6 | 3,535 | 18.6 | 1,587 | 1,949 | 10.2 | 55.1 | 773 |
| 1978/79 | 22,746 | 5,302 | 23.8 | 4,266 | 18.8 | 1,957 | 2,309 | 10.2 | 54.1 | 1,036 |
| 1979/80 | 32,025 | 8,078 | 25.2 | 6,697 | 20.9 | 2,437 | 4,260 | 13.3 | 63.6 | 1,381 |
| 1980/81 | 45,446 | 11,721 | 25.8 | 10,227 | 22.5 | 3,274 | 7,020 | 15.4 | 68.6 | 1,494 |
| 1981/82 | 58,127 | 13,922 | 25.8 | 12,213 | 22.6 | 3,585 | 8,628 | 16.0 | 70.6 | 1,709 |
| 1982/83 | 62,476 | 14,358 | 24.1 | 12,418 | 20.8 | 4,248 | 8,170 | 13.7 | 65.8 | 1,940 |
| 1983/84 | 77,676 | 18,315 | 23.6 | 14,433 | 18.6 | 4,913 | 9,520 | 12.3 | 66.0 | 3,882 |
| 1984/85 | 89,885 | 19,383 | 21.6 | 15,906 | 17.7 | 5,476 | 10,430 | 11.6 | 65.6 | 3,478 |
| 1985/86 | 96,997 | 22,825 | 23.5 | 19,253 | 19.8 | 8,108 | 11,144 | 11.5 | 57.9 | 3,573 |
| 1986/87 | 102,683 | 21,893 | 21.3 | 16,141 | 15.7 | 9,803 | 6,338 | 6.2 | 39.3 | 5,752 |
| 1987/88 | 124,817 | 26,961 | 21.9 | 20,803 | 16.9 | 10,756 | 10,047 | 8.2 | 48.3 | 6,158 |
| 1988/89 | 142,105 | 32,995 | 23.2 | 23,004 | 16.2 | 13,477 | 9,527 | 6.7 | 41.4 | 9,991 |
| 1989/90 | 167,185 | 38,169 | 22.8 | 28,740 | 17.2 | 17,488 | 11,252 | 6.7 | 39.2 | 9,429 |
| 1990/91 | 195,597 | 49,451 | 25.3 | 39,546 | 20.2 | 21,834 | 17,712 | 9.1 | 44.8 | 9,905 |
| 1991/92 | 227,450 | 51,994 | 23.0 | 41,585 | 18.4 | 26,546 | 15,039 | 6.7 | 36.2 | 10,409 |
| 1992/93 | 259,884 | 58,168 | 22.7 | 47,453 | 18.5 | 32,123 | 15,330 | 6.0 | 32.3 | 10,716 |

(注) 1) 暦年と同じ会計年度。1969年から、日本と同様の、4月～3月の会計年度へ変更。

2) 歳出総額－対外公的債務償還－プロジェクト援助

3) 歳入総額－援助歳入

(出所) Republik Indonesia, *Nota Keuangan*…各年度版。

られることになった。

他方、ODAはこの期間中、プロジェクト援助が軌道に乗るとともに金額も着実に増大した。1975年度のディスバースは前年度比3倍に跳ね上がったが、主因はプロジェクト援助のディスバース急増であった。ただ、石油収入が増大するなかで援助依存を脱却しようとの意図からまず商品援助の削減を目指したが、1975年度に減額した商品援助は同年の国際収支危機もあって翌年度には増額され、79年度にも前年度比で大幅に増額されるなど、商品援助脱却は期間中は実現にはいたらなかった。

以上のように、財政需要が急拡大するなかで、物価は一貫して2桁で上昇した。米価高騰を発端とした1973年のインフレに石油危機後の輸入インフレがつながって期首の74年は47%もの物価上昇に見舞われた。その後、上昇率は10%台に低下したものの、1978年11月のルピア切下げと79年の第2次石油危機が重なって79年には32%にまで上昇した。金利は、国営銀行の1年もの定期預金が期首の17%から期末には9%へ低下し、非優遇部門向け国営銀行運転資金貸付金利が24%から21%に低下した。低下した後でも国際比較では高金利であるが、物価上昇率との関連ではむしろ低金利となった。

このような物価上昇が続いたにもかかわらず為替レートは対ドルで固定されていたため、ルピアの対ドル評価は時とともに割高の度を強めていった。1978年11月16日、財政収支と国際収支の経常収支が著しく悪化したのを機に、ルピアの対ドル・レートは415ルピアから625ルピアへ切り下げられた。しかしそれでもルピアの割高は解消されなかったものとみられる。

拡大する財政需要に牽引されて、期間中のGDP成長率は平均7.8%の高水準を記録した(表4)。この期間中のGDP成長の特徴は多くの産業がバランスよく成長を遂げたことである。成長率が高かった順に電力・ガス・水道、工業、金融、建設、行政・国防、運輸・通信、家屋賃貸の各産業が14~12%台の成長を遂げた。これは石油収入とODAの流入とで経済インフラの建設と運用とが速いピッチで進展したことと行政サービスの増加とを反映したものとみることができる。

この期のGDP成長率7.8%は、期間中の巨額の石油収入やODAのデイスバースにもかかわらず前の第2期の成長率8.4%を下回っている。この一因は石油・ガス部門が9割以上を占めていた鉱業の実質成長率の差にある。第2期では石油生産量が2億1000万バーレルから5億1000万バーレルへと増加したが、第3期末にはそれが5億7000万バーレルであったため、第2期の鉱業の成長率は17.5%となり、第3期では3.2%となった。前者はGDP成長率を0.9ポイント押し上げ、後者は0.2ポイント引き下げた。この時期のインドネシアの石油部門の実質的な貢献は産出量にあるのではなく、輸出して稼得する外貨の額にあることを勘案すれば、経済成長の実績の評価は石油部門を除外した方が適切なものになる。そうして比較すると、第2期のGDP成長率は7.5%、第3期は8.0%と逆転する。

なお、前期で活発に流入した外国民間投資は、この期には一転して低調になった。主力である工業部門の外資政策が1970年から次第に選別的になったことに加えて、74年のジャカルタ反日暴動以後は外資政策が性急なインドネシア化を求める方向を強めたのが主因であろう。同時に、消費財の最終生産工程を輸入代替する外国民間投資はこの頃までに一巡したことも一因にあげられる。これに対して、期間中の工業部門の平均成長率は14%と各期中最高であったことからわかるように、国内民間企業の活躍が著しかったことが十分にうかがわれる。

(4) 石油価格下落下の景気後退期 (1982～86年)：第4期

第2次石油危機後の世界同時不況で、期首の1982年に石油輸出量が急減し、期末の86年には同輸出価格が暴落した時期である。スハルト政権下で最悪の経済的苦境に直面した時期ではあるが、苦境はまた政府に積年の課題であった脱石油依存へ向けての抜本的な構造調整政策の実施に踏み出す弾みを与えた。政府は金融改革、税制改革、輸出振興、外国民間投資誘致、輸入・流通規制緩和で経済の活性化を図るとともに、経済開発の核心である工業化の路線をそれまでの輸入代替一辺倒から輸出指向へと転換する契機を設定した。

1983年と86年の相次ぐルピア切下げはルピアの割高評価を是正し、輸出指向工業化への環境を整えた。

1982年中は石油輸出価格の下落はまだわずかではあったが、石油輸出量(石油製品を含む)が前年比20%減少した。これに対して、非石油部門の輸入は過去2年続いた空前の好景気の余韻が醒めやらず8.7%の増加となったため、82年度の経常収支は70億ドルという未曾有の赤字を記録した。これは同年度輸出総額の38%に相当した。その後2年間、石油輸出量はやや回復するが、輸出価格は緩やかに下落してゆき、輸出額は減少を続けた。1986年、3月から輸出価格が暴落を始め、8月にはバーレル当たり10ドルすら割り込む状況となり、輸出量の減少とも相俟って同年度の石油部門輸出額は82年度の半分弱にまで減少した。

政府は1982年後半から景気引締めには転ずるとともに、83年3月30日にはルピアの対ドル・レートを702ルピアから970ルピアへ切り下げた。これによって、ルピアの対ドル割高評価は解消したものとみられる。さらに、同年5月、工業省がかねてから計画していた52件の基幹産業プラント建設計画を棚上げにした。さらに、脱石油依存を目指した構造調整政策に着手した。

まず、1983年6月に第1次金融改革を実施し、国営商業銀行の預貸金利決定の自由化をはじめとした中央銀行の国営・民間商業銀行向け規制・干渉を撤廃ないし削減した。1984年1月には税制改革を実施し、納税義務者の捕捉率の向上と最高税率の引下げを行った。また、法人向けタックス・ホリデイを廃止した。外資誘致のインセンティブのひとつを廃止したことを意味する。同年8月、加速度減価償却率の適用範囲を拡大し、内外資本の投資インセンティブを強化した。1985年4月には第2次税制改革で付加価値税・奢侈品販売税を導入するとともに、所得税の簡素化と最高税率の引下げなどを行い、再度歳入基盤強化を図った。そして、1986年5月、5月6日パッケージ政策を公布し、輸出振興策(輸出証書制度を廃止し、ドローバック制度に復帰、保税加工区の設置、輸出志向企業<85%以上を輸出する企業>の優遇など)および外国民間投資促進策(産業インフラの建設・運営を外資に開放、資本財輸入の免税特

例、外資企業の自社製品販売規制緩和など)を制定した。

1986年3月より石油輸出価格が急落し始め、経常収支が再び悪化したため、9月13日にはルピアの対ドル・レートが1134ルピアから1644ルピアへ切り下げられた。これによってルピアは割安評価に転じた。10月2日にはフォローアップ措置として、企業の資産再評価容認など、切下げによって打撃を受けた企業の救済措置を発表した。さらに、10月25日、再び、輸出振興策、外国民間投資促進策、国内産業保護策、輸入・流通規制緩和策を制定した。以上の5月6日パッケージ政策以来の一連の措置によって、非石油部門の輸出および外国民間投資——それゆえとくに輸出指向型工業分野の外国民間投資——のための環境が大幅に改善された。

以上の経過のなかで、国際収支は困難な年が多かった。主因は石油輸出額の連年の減少である。1982年度に空前の経常収支赤字を記録したあと、1983年度も41億ドル台の赤字となった。石油部門の輸出は前年度比微減であったが、輸入額の減少が前年度比12%の減少にとどまったからである。続く2年度間は輸入額のさらなる削減で経常収支はようやく20億ドル弱の規模にまで縮小したが、1986年度は石油輸出価格の暴落で再び40億ドル台の赤字を記録した。

このような石油部門輸出と輸入の縮小への動きのなかで、非石油部門の輸出だけは1982年度を底として翌年度から増加傾向を辿っていた。ただ、この時期には石油輸出減少の大きな流れのなかに埋没していた。輸出増のきっかけは1983年3月のルピア切下げで、83年度の工業品輸出は前年度比41%増加した。うち、合板を筆頭とした木材製品が47%、ゴム加工品が53%、繊維品は121%という大幅な増加であった。ただ、この勢いは長続きせず、翌年度の工業品輸出は20%増、翌々年度は6%増と戻すばかりとなった。輸出する側で長期に連続して輸出を伸ばす態勢がまだ整っていなかったという事情と、この時点では輸出環境はまだ整備の途上であったためとみてよいだろう。

このような国際収支難のなかで、政府開発援助流入は高水準が続いた(表9)。大部分はプロジェクト援助であったが、1986年度の石油輸出価格暴落時

には国際収支難対策の援助である商品援助が6億ドル弱導入され、次の期にも引き継がれていった。

この期間中のGDP成長率は4.3%にとどまり、第1期に次いで低い実績となった。ただ、期間中不振をきわめた鉱業部門を除く成長率では5.3%で、国際的にみれば決して低い実績ではなかった。産業別成長率では、工業が2桁に届かず、第1期に次ぐ低成長であった。電力・ガス・水道業と金融業が2桁を記録し、農林漁業も3.7%と、第2期に次ぐ高成長を遂げたが、これらがGDP成長率の極度の低下を防いだということであろう。

(5) 工業品輸出主導型成長期（1987年～）：第5期

上記構造調整政策により、工業製品輸出が急伸して経済成長を牽引しつつある。工業製品輸出は1987～93年の7年間年率26%で増加し、88年には石油・ガス輸出を抜き去り、輸出総額に対する比率では87年の39%から93年には62%にまで急上昇した。これとともに、GDPに対する輸出総額の比率は1986年の18%から93年には25%に高まっている。内外民間投資も1988年以降認可額が目立って増加し、89年からは銀行部門の急成長と株式上場ブームも加わり、さらに不動産ブームにまで波及した。加えて、石油・ガス部門輸出額も輸出価格上昇で1989年、90年と、前年比22%、37%と回復してブームを一層盛り上げた。

この間、ブームが過熱し、1990年度に経常収支が大幅な赤字となったため、政府は90年年央から景気引締めに入った。しかし、1991年度に経常収支はさらに悪化の傾向を辿ったため、91年10月には海外商業借款の取入れを規制するとともにエチレン・センターなどの化学プラントをはじめとした大規模投資プロジェクトの着工時期の見直しを行った。引締めは1993年まで続いたが、経済成長率はあまり落ち込むことはなかった。

この時期の工業製品輸出の特徴は品目数の拡大と持続性である。繊維品は1990年に合板などの木製品を抜いて輸出の主役に躍り出た。合板などの木製品も緩やかながら輸出を伸ばしつつあり、第2位の輸出品の座を維持してい

る。NIEsから1987年以降輸出向け生産拠点を移転してきたスポーツ・シューズも急速に主要輸出品目の仲間入りをした。1990年代に入ってからでは電気機器の伸びが著しく、93年度には第3位の輸出品となった。この他、ゴム製品、紙、パーム油などの輸出が大きい。工業品以外では、エビ、魚、石炭の輸出が伸びている。

また、1985年のプラザ合意に、86年以來の外国民間投資に対する一連の規制緩和措置によって、87年以降投資認可件数・額が急増しつつある。投資国としては香港、台湾、韓国、NIEs諸国が目立ち、スポーツ・シューズ、縫製、紡績・織布、ゴム手袋、ホテル・リゾート、製紙、金属製品などが多数を占める。

金融部門の規制緩和も構造調整政策のなかでも最も重要な措置であった。とくに1988年10月の政策パッケージはそれまできわめて厳格に運用されていた銀行支店開設および銀行新設許認可を、一定の条件さえ満たせば認める、融資総額の半分以上を輸出信用に向けるとの条件で外資との合併銀行の設立を認める、など画期的な政策転換を行った。以後、支店数および銀行数は急増し、1989年以降金融部門の高度成長をもたらした。反面、過大な新設・拡大競争は多くの銀行の不健全化を招き、スンマ銀行(Bank Summa)の免許取消しという事態も発生し、その余波は現在まで続いている。株式市場も1987年12月、88年12月の規制緩和措置後、上場企業は87年の24社から93年には181社へと急増し、株式市場として完全に軌道に乗った。1993年までの平均成長率は6.5%と前期より2ポイント余り高まったが、鉱業を除くGDPの成長率では7.2%という高水準を達成した。つまり、石油生産量は減少したが、輸出価格の回復のなかで石油輸出収入は増加し、さらに非石油・ガスの広範な部門は過熱気味で推移したわけである。

第4節 国内総資本形成と経済成長

以上のGDP成長を実現するうえでの主役であった資本形成はその対GDP比（以後、投資率と記す）を表10のように時とともに上昇させてゆき、その資金源の構成も時とともに変化した。本来は国内総固定資本形成の対GDP比を投資率とすべきところであるが、1982年までは統計が作成されていなかったため、国内総資本形成で代用して議論を進める。

1. 投資率の推移と資金源

まず、投資率の推移をみる。投資率は1960年代末から90年代初頭までの20年余りの間に1桁から28%台へと速い速度で上昇してきた。その上昇の仕方は年々坦々と上昇してきたのではなく、集中的に上昇する時期が4度あった。年に2ポイント前後ずつ4～5年間連続で上昇するケースと一気に数ポイント飛躍するケースとがそれぞれ2度である。前者はともに規制緩和などの制度改革と石油価格の緩やかな上昇の成果であり、後者は石油危機による輸出価格急騰の賜物であったと判断される。

最初的大幅上昇が起こったのは1968年から72年にかけてである。4年間に実に10ポイント上昇した。これを支えた最大の資金的源泉は並行して10ポイント上昇した国民総貯蓄である。この国民総貯蓄の上昇期には石油の生産増と輸出価格の緩やかな上昇があり、また、スハルト政権が発足直後から進めていた規制緩和などの制度改革がこの時期の経済活性化の基礎であった。それゆえ、この2つを国民総貯蓄増大の2大要因と考えてよいであろう。残る貯蓄投資ギャップは、ODAと外国民間資本の流入が埋め合わせた。ODAは1968年に発足したIGGIを通じて行われ、この時期は大部分が商品援助であった。また、外国民間資本の流入は1967年に門戸が開かれた外国直接投資がほとんどすべてを占めた。

表10 資本形成と資金源 (対GDP比)

(%)

| | 国内総資本形成 (a) | 国内総固定資本形成 (b) | 国民総貯蓄 ²⁾ | 貯蓄投資ギャップ ³⁾ (b-a) | 経常収支 | 国際収支 ⁵⁾ | | | 中央政府財政 | |
|--------------------|----------------|------------------|---------------------|---------------------------------|-----------------|--------------------|----------|---------|--------|----------|
| | | | | | | 政府資本流入 | 政府債務元本返済 | 民間資本純流入 | 援助歳入 | 対外債務元利払い |
| 1966 ¹⁾ | 4.5 | | -6.3 | (-10.7) | — ⁴⁾ | | | 1.8 | 0.0 | 0.1 |
| 1967 ¹⁾ | 8.0 | | -1.2 | (-9.2) | -5.0 | | | 0.6 | 2.9 | 0.3 |
| 1968 ¹⁾ | 8.8 | | 2.8 | (-6.1) | -3.5 | 3.4 | 0.7 | 0.6 | 1.7 | 0.4 |
| 1969 | 11.7 | | 4.6 | (-7.1) | -4.6 | 3.2 | 0.5 | 0.8 | 3.3 | 0.5 |
| 1970 | 13.6 | | 9.2 | (-4.6) | -4.1 | 3.8 | 0.7 | 1.1 | 3.6 | 0.7 |
| 1971 | 15.3 | | 11.7 | (-4.1) | -4.4 | 3.7 | 1.1 | 1.7 | 3.7 | 1.1 |
| 1972 | 18.8 | | 12.9 | (-5.9) | -3.5 | 3.6 | 0.9 | 3.9 | 3.5 | 1.0 |
| 1973 | 17.9 | | 14.8 | (-3.1) | -3.3 | 3.5 | 0.4 | 3.1 | 3.0 | 0.9 |
| 1974 | 16.8 | | 19.6 | (+2.8) | +2.1 | 1.6 | 0.4 | 1.5 | 2.2 | 0.6 |
| 1975 | 20.3 | | 16.5 | (-3.8) | -12.3 | 6.7 | 0.2 | -4.9 | 3.9 | 0.6 |
| 1976 | 20.7 | | 19.3 | (-1.5) | -2.5 | 5.3 | 0.5 | 1.5 | 5.1 | 1.1 |
| 1977 | 20.1 | | 20.0 | (-0.2) | -0.2 | 4.1 | 1.2 | -0.2 | 4.1 | 1.2 |
| 1978 | 20.5 | | 23.5 | (+3.0) | -2.8 | 3.9 | 1.4 | 0.6 | 4.6 | 2.3 |
| 1979 | 20.9 | | 22.8 | (+1.8) | -1.8 | 4.3 | 1.4 | -1.2 | 4.3 | 2.0 |
| 1980 | 20.9 | | 24.7 | (+3.9) | +3.9 | 3.6 | 0.9 | -0.9 | 3.3 | 1.7 |
| 1981 | 29.8 | | 30.3 | (+0.2) | -0.9 | 2.6 | 0.8 | -0.2 | 2.9 | 1.7 |
| 1982 | 27.9 | | 24.6 | (-3.3) | -5.8 | 4.8 | 1.0 | 1.7 | 3.1 | 2.0 |
| 1983 | 28.7 | 25.1 | 24.7 | -3.9 | -7.5 | 5.7 | 1.2 | 2.1 | 5.0 | 2.7 |
| 1984 | 26.2 | 22.4 | 25.0 | -1.1 | -2.2 | 4.5 | 1.2 | 0.9 | 3.9 | 3.0 |
| 1985 | 28.0 | 23.1 | 25.7 | -2.3 | -2.2 | 3.7 | 1.7 | 0.1 | 3.7 | 3.4 |
| 1986 | 28.3 | 24.1 | 23.2 | -5.1 | -5.1 | 6.3 | 2.5 | 1.6 | 5.6 | 4.9 |
| 1987 | 31.4 | 24.8 | 28.1 | -3.3 | -3.0 | 6.4 | 3.7 | 2.1 | 4.9 | 6.6 |
| 1988 | 31.5 | 25.9 | 29.1 | -2.4 | -1.8 | 6.5 | 4.2 | 0.5 | 7.0 | 7.6 |
| 1989 | 35.2 | 27.3 | 32.7 | -2.5 | -1.4 | 6.9 | 4.0 | 0.3 | 5.6 | 7.1 |
| 1990 | 36.1 | 28.4 | 31.7 | -4.4 | -3.1 | 4.3 | 3.7 | 3.9 | 5.1 | 6.7 |
| 1991 | 35.5 | 28.1 | 31.1 | -4.4 | -3.8 | 4.8 | 3.6 | 3.8 | 4.6 | 5.8 |
| 1992 | 35.9 | 27.3 | 33.4 | -2.5 | -2.4 | 4.5 | 3.7 | 4.2 | 4.1 | 5.8 |
| 1993 | 35.3 | 25.9 | 32.4 | -2.9 | -1.6 | 4.1 | 3.6 | 3.2 | 3.4 | 5.7 |

(注) 1) 中央政府財政に関しては、この3年間の会計年度は暦年であったが、69年からは日本と同様の4月～3月の会計年度に変更された。他の項目はすべて暦年。

2) 国民総生産から個人消費支出と一般政府消費支出を控除し、GDPで除したものを。

3) カッコ内は国内総資本形成の対GDP比。1982年までのインドネシアの国民所得統計では「国内総資本形成」だけが公表され、国内総固定資本形成および在庫変動の内訳がなかったが、83年からは国内総資本形成が国内総固定資本形成と在庫変動の内訳ともなっており公表されるようになった。1982年以前は、在庫変動は国内総資本形成の中に組み入れられていた。

4) 1966年については実勢為替レートの推移が記録されていないため、ドル建て表示をルピア建てに換算できない。

5) 国際収支表の項目を取り出したもので、IMF作成の年間平均為替レートでルピアに換算し、対GDP比率を求めた。

(出所) Central Bureau of Statistics, *National Income Statistics of Indonesia*. 各年版/Bank Indonesia, *Indonesian Financial Statistics*. 各月版/United Nations, *Handbook of International Trade and Development Statistics*. 各年版/IMF, *Balance of Payment Statistics*. 各年版から作成。

第2の投資率上昇は、第1次石油危機発生から1年おいた1975年の3.5ポイントの飛躍である。飛躍後の20%台の水準は1980年まで続いた。飛躍の原因はむしろ石油危機による輸出価格の急騰である。国民総貯蓄は石油危機直後の1974年にすでに4.8ポイント上昇して固定資本形成の増加を賄った。翌1975年には石油危機後の世界不況のなかで輸出が不振に陥ったにもかかわらず、国内消費と輸入の増勢には歯止めがかからず、それに加えてプルトミナ危機⁽⁴⁰⁾が加わって、貯蓄率が下がり、経常収支赤字が一気に拡大した。これは一時的とはいえ、深刻な国際収支危機と化し、政府は13億ドル余り⁽⁴¹⁾という当時としては巨額の資本導入の増大で対応したが、これを機に政府資本流入の水準が一段高まった。その後の政府資本流入の大宗を占めるIGGI経由のODAはそれまでの商品援助主体からプロジェクト援助主体に重点を移して高水準を続けた。この時期は公的対外債務の元利返済もまだ低水準であったため、高水準の政府資本流入は開発資金供給や外貨準備の積増しに資するところ大であった。他方の民間資本の流入は一貫して低調であったが、これは1974年のジャカルタ反日暴動を機に外国民間投資への制約強化と性急なインドネシア化を義務づける規定の結果である。これによって国内企業がこの時期の着実な成長の果実をより多く享受することになった。

なお、1978年には経常収支赤字の急拡大、歳入の伸び悩み、ルピアの割高評価の行き過ぎ、といった諸要因を背景にルピアの対ドル・レートは33%切り下げられた。ところが、その1年後には第2次石油危機が発生したため財政および国際収支事情は一気に好転し、1978年から4年間の貯蓄投資バランスは貯蓄超過状態となった。

第3の上昇は、第2次石油危機後の1981年の飛躍である。危機発生の1年半後の1981年初頭、石油輸出価格は史上最高のバーレル当たり35ドルをつけ、インドネシア経済は空前の好況に湧き、同年の投資率は一気に前年比9ポイント上昇した。ただ、このケースではその後の石油輸出価格が弱含み、下落、暴落と展開したため、比率は1984年までに3.6ポイント余り下げた。他方、国民総貯蓄も同時期に上げ下げの両方を経験しているが、その幅は固定資本形

成ほど大きくはなかった。貯蓄投資ギャップは初年を除いてマイナスとなったが政府資本流入がそれをカバーするように水準を高めた。この1980年代前半の時期は外国民間投資は依然として低調であったが、自動車など機械産業の部品国産化義務規定の施行などにより82年と83年にまとまった額の直接投資が行われた。

この間、1982年度には輸出額が前年比19%減になったにもかかわらず輸入は逆にわずかとはいえ3%増となったため、経常収支赤字は前年の27億ドルから70億ドルへと急増し、83年3月末にはルピアの再度の切下げを余儀なくされた。並行して、脱石油・ガス輸出依存を目指した構造調整政策の策定作業が着手された。

第4番目の上昇は1987年から90年にかけての5ポイント近い上昇である。構造調整政策の実施と石油価格の回復にともなって実現された。1983年の第1次金融自由化を皮切りに、税制改革、外国民間投資誘致促進政策、輸出振興政策、流通規制緩和、そして88年の第2次金融自由化政策へと進んでくる過程で、石油価格回復の追い風も受けて、固定資本形成比率は87年から90年にかけて4.7ポイント上昇した。あるいは、1981年に上がり過ぎたものが、世界同時不況のなかで下落したが、それが下がり過ぎとなり、まだ石油価格下落中の84年に再び上方へ戻し始め、87年からの景気回復にともなって再度上昇した、と解釈した方が適切かもしれない。

これには国民総貯蓄も概ね並行して上昇して資金面から支えた。規制緩和によって経済が活性化したことに加えて石油価格回復も貯蓄率上昇に寄与した。また、規制緩和の進行とともに1987年より外国民間投資の認可が増加し始めるが、実績ベースでは90年から民間資本純流入が高水準になり、貯蓄投資ギャップの埋め合わせに寄与した。

他方、政府資本流入は1986年から連続4年間、対GDP比6%台の高水準を続け、93年にいたるまで依然4%台の比較的高い水準を続けている。この高水準の原因には1986年の石油輸出価格暴落で貯蓄投資ギャップ＝経常収支が急拡大したことがあったが、同時に対外債務元利払いが86年から急増したこ

とも見逃せない。1987年以降、財政の面では対外債務元利払いが援助歳入を上回るようになってきていることが示唆するように、政府資本流入の高水準は貯蓄投資ギャップの埋め合わせより、対外公的債務元利払いの過大な負担を当面軽減するための措置であることが明白である。

このように、これまでのGDPの高度成長の背後には固定資本形成の対GDP比の4回にわたる目立った上昇があり、そのいずれにも石油輸出価格の上昇があった。最初と最後は緩やかな石油価格上昇と規制緩和による経済活性化の組み合わせであり、2番目と3番目は石油危機による輸出価格の急騰であった。政府資本流入は最初から3番目の上昇までは固定資本形成を資金的に支えるうえで重要な役割を演じたが、累積債務の増加とともに第4番目の上昇時にはネットの資金流出に転じ、逆に資金的な負担となった。直接投資を含む民間資本流入は最初と最後の上昇時に比較的大きく寄与し、1982～83年にもある程度程度の寄与があった。

このインドネシアの投資率の上昇の歩みを、タイ、マレーシア、フィリピンと比較したのが表11である。ただし、ここではすべての国について国内総固定資本形成の対GDP比をとっている。これからいえることは、第1に、1993年のインドネシアの投資率26%は、タイの41%、マレーシアの36%とはかなりの隔たりがあるが、フィリピンの23%をわずかに上回っている。第2に、投資率の最高記録は、インドネシアでは28%余りであるが、タイでは41%、マレーシアでも36%と高く、ここからインドネシアでの今後の上昇の余地を探る手がかりが得られそうである。第3に、ひとつの区切りとして20%に到達したのはタイは1964年、マレーシアはおそらくタイとそう変わらない時期で、インドネシアはフィリピンとともにタイに9年以上の遅れがあった。第4に、インドネシアとマレーシアの両産油国の投資率は石油価格上昇の影響が明瞭であるが、非産油国のタイは下降を含みながらも趨勢的に力強く上昇してきた。とくに1980年代後半以降のタイにおける急上昇には外国民間投資ブームがかなり寄与したものと推測される。フィリピンは1983年に最高水準を記録して以後低迷を続けてインドネシアにも遅れをとることになったが、この時

表11 インドネシアと周辺諸国の国内総固定資本形成
(GDFCF) およびICORの対GDP比率

| | GDFCF/GDP | | | | ICOR ¹⁾ | | | |
|------|------------|------|-----------|-----------|--------------------|------|-----------|-----------|
| | インド ネシア | タ イ | マレー シア | フィリ ピン | インド ネシア | タ イ | マレー シア | フィリ ピン |
| 1966 | | 21.9 | | | | 2.52 | | |
| 1967 | | 25.1 | | | | 2.78 | | |
| 1968 | | 25.6 | | | | 3.05 | | |
| 1969 | | 26.1 | | | | 3.21 | | |
| 1970 | | 26.2 | | 15.5 | | 3.55 | | |
| 1971 | | 25.7 | | 16.3 | | 4.37 | | |
| 1972 | | 25.1 | | 15.7 | | 4.96 | | |
| 1973 | | 24.8 | 22.5 | 14.9 | | 4.55 | | |
| 1974 | | 25.7 | 25.4 | 17.8 | | 5.02 | | |
| 1975 | | 25.2 | 25.1 | 21.9 | | 5.14 | | 2.64 |
| 1976 | | 25.3 | 22.1 | 22.3 | | 4.24 | | 2.72 |
| 1977 | | 28.6 | 23.1 | 23.5 | | 3.53 | | 3.12 |
| 1978 | | 27.9 | 24.8 | 24.0 | | 3.46 | 1.90 | 3.67 |
| 1979 | | 28.2 | 26.4 | 25.3 | | 3.54 | 2.18 | 3.88 |
| 1980 | | 27.8 | 31.1 | 24.7 | | 3.72 | 2.23 | 4.29 |
| 1981 | | 28.0 | 36.0 | 26.8 | | 4.16 | 2.96 | 4.92 |
| 1982 | | 26.9 | 36.4 | 27.2 | | 4.79 | 3.73 | 4.32 |
| 1983 | 25.1 | 28.5 | 36.1 | 28.8 | | 5.45 | 4.38 | 6.64 |
| 1984 | 22.4 | 28.6 | 31.9 | 23.4 | | 5.37 | 4.81 | 22.53 |
| 1985 | 23.1 | 27.2 | 29.9 | 17.5 | | 5.46 | 6.92 | -22.00 |
| 1986 | 24.1 | 25.8 | 26.4 | 16.9 | | 5.48 | 8.97 | -19.97 |
| 1987 | 24.8 | 27.6 | 23.0 | 17.0 | | 4.56 | 8.55 | -19.49 |
| 1988 | 25.9 | 30.7 | 24.1 | 18.1 | 4.54 | 3.59 | 6.71 | -90.28 |
| 1989 | 27.3 | 34.6 | 29.3 | 21.1 | 4.39 | 3.09 | 5.61 | 6.90 |
| 1990 | 28.4 | 40.2 | 32.4 | 23.8 | 3.90 | 2.79 | 3.74 | 3.91 |
| 1991 | 28.1 | 41.4 | 35.6 | 19.9 | 3.94 | 2.96 | 3.1 | 5.22 |
| 1992 | 27.3 | 39.3 | 34.3 | 21.0 | 3.93 | 3.38 | 3.37 | 6.71 |
| 1993 | 25.9 | 39.9 | 33.3 | 22.8 | 3.98 | 3.94 | 3.76 | 9.80 |

(注) $ICOR_n = [GDFCF_{n-1} + GDFCF_{n-2} + \dots + GDFCF_{n-5}] / [GDP_n - GDP_{n-5}]$ とした。

(出所) 各国国民所得統計より作成。

期の政治的不安に起因する経済の不振の結果である。インドネシアでは今後石油輸出が減少してゆくことになるが、そのなかでの投資率上昇の手がかりをタイの施策に求められるかもしれない。

2. 投資効率

次に国内総固定資本形成のGDP成長への投資効率を簡便なICOR⁽⁴²⁾の推移でみることにする。スカルノ大統領末期からスハルト大統領初期にかけての時期は資本ストック稼働率が極端に低かったので、この時期を避けて1973～74年の総資本形成を使つてのICOR値をみると、この頃の値は2に満たず、68～69年からの5年間の投資効率は非常に高かった。その後、値は上昇傾向を辿り、1980年代初頭には3に達し、さらに、——80年代の深刻な景気後退期を除外すれば——90年代初頭には4に近い値に達した。10年で1ポイント程度のペースで上昇してきたことになる。1983年から89年にかけては、国内総固定資本形成によるICOR値でも4以上が6カ年も並んでいる。

1980年代末以降、ASEAN各国はいずれも好景気を続けているので92～93年の値は各国間比較に適している。表11によれば、インドネシアの値はタイよりやや高いか同等、マレーシアより若干高いといった水準となっている（フィリピンの値は指標として不適格と考えられるので言及しない）。

タイでは第1次と第2次の石油危機後の6～7年間、値が4～5に上昇するが、それらを除いて傾向を辿ると、1960年代末になって3に上昇し、93年にようやく4近くにまで上昇したことが分かる。値の上昇速度はインドネシアのその半分であり、1993年のタイの1人当たりGDPがインドネシアの3倍近いことを勘案すれば、インドネシアのICOR値は上昇速度、93年時点での水準ともにタイに比べて高いと判断されるところであろう。マレーシアとの比較でも、1981年以降93年まで——第2次石油危機後の数年を除いて——、インドネシアの値はマレーシアのそれとほぼ並行して上昇してきた。ところが、マレーシアの1人当たりGDPの水準は常にインドネシアの4倍程度で

あった。このことを勘案すればインドネシアのICOR値はマレーシアとの比較においても高いと判断されることになる。産油国であるかぎり財政投資が大きくなり(表12)、短期的な投資効率は低くなりがちであろうが、これでタイに比して高めであることの説明はできても、マレーシアに比して高いことを説明することはできない。すなわち、このことは投資効率向上のためインドネシアではなんらかの工夫の余地があることを示唆している。

以上を要約すると次のようになる。これまでのGDPの高度成長の背後には固定資本形成の対GDP比の4回にわたる目立った上昇があり、そのいずれにも石油輸出価格の上昇があった。最初と最後は緩やかな石油価格上昇と規制緩和による経済活性化の組み合わせであり、2番目と3番目は石油危機による輸出価格の急騰であった。政府資本流入は最初から3番目の上昇までは固定資本形成を資金的に支えるうえで重要な役割を演じたが、累積債務の増加とともに第4番目の上昇時にはネットの資金流出に転じ、逆に資金的な負担となった。直接投資を含む民間資本流入は最初と最後の上昇時に比較的大きく寄与し、1982～83年にもある程度の寄与があった。

また、投資率をタイ、マレーシア、フィリピンと比較すると、インドネシアの過去最高が28%強であるのに対して、タイは41%、マレーシアが36%とずっと高水準であった。インドネシアの脱石油依存後の投資率の向上にはタイの実績が参考となるだろう。ICORでみた投資効率でも、インドネシアは資本蓄積段階がタイ、マレーシアより低いにもかかわらず投資効率では両国よりわずかに劣っているか同等である。投資率の向上努力とともに効率の向上にも努力の余地があるということである。

第5節 1970年代以降の経済制度整備と各部門の発展

スハルト政権は、第3節で記したように、その発足時に包括的な経済政策枠組みを構築した。しかしながら、金融部門のように金融業界、ひいては経

表 12 国内総資本形成に占める政府投資支出

(単位：10億ルピア)

| | 国内総 固定資本 形成 (時価) (a) | 開 発 会 計 歳 出 (b) (カッコ内はb/a,%) | 歳 出 総 額 (c) | 内 外 債 務 返 済 (d) | 政 府 消 費 支 出 (e) | 政 府 投 資 支 出 (f)=(c-d-e) (カッコ内はf/a,%) |
|--------------------|----------------------------------|--|-------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| 1967 ¹⁾ | 68 | 18(26.5) | 88 | | 63 | 25(36.8) |
| 1968 ¹⁾ | 185 | 36(19.5) | 185 | 10 | 156 | 19(10.3) |
| 1969/70 | 317 | 118(37.2) | 335 | 14 | 199 | 122(38.5) |
| 1970/71 | 455 | 170(37.4) | 458 | 26 | 293 | 139(30.5) |
| 1971/72 | 580 | 196(33.8) | 545 | 47 | 341 | 157(27.1) |
| 1972/73 | 857 | 298(34.8) | 736 | 53 | 414 | 269(31.4) |
| 1973/74 | 1,208 | 451(37.3) | 1,164 | 71 | 716 | 377(31.2) |
| 1974/75 | 1,797 | 962(53.5) | 1,978 | 74 | 841 | 1,063(59.2) |
| 1975/76 | 2,572 | 1,398(54.4) | 2,730 | 79 | 1,254 | 1,397(54.3) |
| 1976/77 | 3,205 | 2,055(64.1) | 3,684 | 190 | 1,591 | 1,903(59.4) |
| 1977/78 | 3,826 | 2,157(56.4) | 4,306 | 228 | 2,077 | 2,001(52.3) |
| 1978/79 | 4,671 | 2,556(54.7) | 5,229 | 535 | 2,659 | 2,035(43.6) |
| 1979/80 | 6,704 | 4,014(59.9) | 8,076 | 684 | 3,733 | 3,659(54.6) |
| 1980/81 | 9,485 | 5,916(62.4) | 11,716 | 785 | 4,688 | 6,243(65.8) |
| 1981/82 | 11,553 | 6,940(60.1) | 13,918 | 931 | 5,788 | 7,199(62.3) |
| 1982/83 | 13,467 | 7,360(54.7) | 14,356 | 1,225 | 6,832 | 6,299(46.8) |
| 1983/84 | 19,468 | 9,899(50.8) | 18,311 | 2,103 | 8,077 | 8,131(41.8) |
| 1984/85 | 20,136 | 9,952(49.4) | 19,381 | 2,777 | 9,122 | 7,482(37.2) |
| 1985/86 | 22,367 | 10,873(48.6) | 22,824 | 3,323 | 10,893 | 8,608(38.5) |
| 1986/87 | 24,782 | 8,332(33.6) | 21,891 | 5,058 | 11,329 | 5,504(22.2) |
| 1987/88 | 30,980 | 9,477(30.6) | 26,959 | 8,205 | 11,764 | 6,990(22.6) |
| 1988/89 | 36,803 | 12,251(33.3) | 32,990 | 10,940 | 12,756 | 9,294(25.3) |
| 1989/90 | 45,660 | 13,834(30.3) | 38,165 | 11,939 | 15,698 | 10,528(23.1) |
| 1990/91 | 55,633 | 19,452(35.0) | 49,450 | 13,395 | 17,573 | 18,482(33.2) |
| 1991/92 | 63,894 | 21,764(34.1) | 51,990 | 13,434 | 20,785 | 17,771(27.8) |
| 1992/93 | 70,820 | 24,135(34.1) | 58,066 | 15,217 | 24,731 | 18,118(25.6) |
| 1993/94 | 78,243 | 25,227(32.2) | 64,460 | 16,712 | 29,757 | 17,991(23.0) |

(注) 1) この両年の会計年度は暦年。1969年から、日本と同じ4月～3月の会計年度へ変更。

(出所) (a)および(e)はインドネシア中央統計局国民所得統計, (b), (c), (d)はRepublik Indonesia, *Nota Keuangan*…各年版。

済全般、の発展を待たねばならない分野についてはその枠組みの構築は後日の課題とした。税制についても、おそらくは税務当局の税制改訂および徴税の両面の体制が整っていなかったことのため、手付かずのまま残された。他方、外国民間投資や国内流通などのように1970年代以降にむしろ規制が増加した分野も存在する。ここでは1970年代以降の金融、租税、輸出振興、外国民間投資の各分野における制度整備と発展を跡づける。

1. 金融部門

(1) スハルト政権発足時の銀行部門と株式市場

1960年代末の銀行業界は表13にみるような構成であった。

まず、主力をなすのが国営商業銀行5行（Bank Rakyat Indonesia, Bank Negara Indonesia 1946, Bank Bumi Daya, Bank Dagang Negara, Bank Ekspor Impor Indonesia）で、植民地期の蘭英系銀行が独立後国有化されたものと独立後に共和国政府が設立したものから成っている。それぞれ融資対象産業分野が定められていたが、必ずしも厳密なものではなかった。国営開発銀行（Bank Pembangunan Indonesia）は独立後国立工業銀行として設立されたものがインドネシア開発銀行に名称変更したもので、独自に資金を集めることはせず、中央銀行融資に依存している。もうひとつの国営銀行である国立貯蓄銀行（Bank Tabungan Negara）は植民地時代の19世紀末に設立された郵便貯蓄銀行が独立後名称を国立貯蓄銀行に変更したものである。

地域開発銀行は、1962年の法律第13号に基づき、州内の開発を目的として、州政府と地元産業界が共同出資して設立した銀行で、各州に1行設立することになっているが、68年時点では全25州⁽⁴³⁾のうち23州で設立されていた。州政府の財政資金の出納を担当するとともに州内で預金を集め、この出納の余裕金と預金とを原資として州内開発の長期資金を供給することが定められていたが、1968年には法律によって商業銀行業務も認められるようになった。

民間商業銀行は122行存在したが、いずれも小規模行で、その多くが1行1

表13 銀行数・店舗数の推移

(単位：行，店舗)

| | 1968. 12 | 1974. 3 | 1978. 3 | 1982. 3 | 1986. 3 | 1990. 3 | 1994. 3 |
|--------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------------|
| 国営商業銀行 | | | | | | | |
| 銀行数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 7 |
| 店舗数 | 611 | 504 | 685 | 712 | 764 | 892 | 1,467 |
| 国営開発銀行 | | | | | | | |
| 銀行数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | — ¹⁾ |
| 店舗数 | 21 | 11 | 11 | 19 | 22 | 26 | — ¹⁾ |
| 国営貯蓄銀行 | | | | | | | |
| 銀行数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | — ¹⁾ |
| 店舗数 | 7 | 7 | 8 | 12 | 12 | 22 | — ¹⁾ |
| 地方開発銀行 | | | | | | | |
| 銀行数 | 23 | 26 | 26 | 26 | 27 | 27 | 27 |
| 店舗数 | n.a. | 105 | 140 | 174 | 215 | 326 | 641 |
| 民間開発銀行 | | | | | | | |
| 銀行数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | — ²⁾ |
| 店舗数 | n.a. | 1 | 1 | 1 | 3 | 5 | — ²⁾ |
| 民間商業銀行 | | | | | | | |
| 銀行数 | 122 | 107 | 83 | 71 | 68 | 91 | 162 |
| 店舗数 | 177 | 264 | 270 | 298 | 431 | 1,460 | 3,603 |
| 合併銀行 ³⁾ | | | | | | | |
| 銀行数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 29 |
| 店舗数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 46 |
| 外国銀行 | | | | | | | |
| 銀行数 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 10 | 10 |
| 店舗数 | 11 | 20 | 20 | 20 | 21 | | 100 |
| 非銀行金融機関 | | | | | | | |
| 企業数 | 0 | 8 | 12 | 14 | 14 | 14 | 13 |
| 店舗数 | 0 | | | | | | 23 |
| 二次的銀行 | | | | | | | |
| 村落銀行 | 3,149 | 3,505 | 3,574 | 3,546 | 3,550 | | |
| 村落米国銀行 | 2,393 | 2,212 | 2,202 | 2,090 | 2,063 | 2,056 | |
| 市場銀行 | 131 | 102 | 152 | 164 | 175 | | |
| 協同組合銀行 | 94 | 8 | | | | | |
| その他 | 1 | 0 | | 1 | 1 | | |

(注) 1) 1992年3月25日付の銀行に関する法律1992年第7号により国営開発銀行も国営貯蓄銀行も国営商業銀行の範疇に組み込まれることになった。

2) 民間商業銀行に組み入れ。

3) 1988年10月の金融規制緩和と政策で内外合併銀行の設立が認められるようになった。

(出所) インドネシア銀行年報各年版より作成。

店舗であった。民間開発銀行も1行だけ、1店舗で存在したが、それまでのインフレ期に実際に長期資金融資を行っていたとは考え難い。

外国銀行に関しては、1967年5月の内閣幹部会訓令で、外国民間投資の促進とインドネシアの銀行業務振興とを目的として、行数限定のうえで外国銀行の支店開設ないし内外銀行の合併銀行設立を認可する方針が決定され、68年までに10支店・1合併銀行⁽⁴⁴⁾が認可されていた。

以上の銀行の他、二次的銀行 (secondary bank) と呼ばれる非制度的金融機関が多数存在した。消費者金融や零細商工業者・農漁民向け融資に従事するものと考えられる。

このような銀行業界の特徴をみると、まず第1に、当時の店舗数は人口や国土面積に比して非常に少なかった。銀行部門がごく初期的な発展段階にあったことの反映のひとつである。第2に、国営銀行群の圧倒的に大きな存在である。銀行数では民間銀行が多いものの、店舗数では(二次的銀行は除く)国営銀行群が全店舗の7割以上を占めており、融資残高では格差はさらに拡大し、国営が全銀行融資残高の9割強を占めていた。ただし、国営商業銀行もインドネシア国内では巨人であっても、国際的には小規模銀行にすぎない。第3に、長期資金をある程度まとまった規模で供給できる金融機関はインドネシア開発銀行だけしかなく、経済開発の本格化を控えて不十分である。地域開発銀行はいずれも小規模で、あくまで地方の中小企業向けに融資をする力しかない。第4に、これらの金融機関は、外国銀行の支店を除けば、いずれも長い悪性インフレ期を経てきたためその経営状態は劣悪であった。スハルト政権発足直後に行われた各銀行の査察では、国営銀行、民間銀行ともに不健全性と不正とが数多く発見された。

また、金融当局による金融政策に関しては、間接政策がほとんどなく、直接政策に偏っている。すなわち、銀行部門の主力である国営銀行の預貸金利および貸出上限、支払い準備率は中央銀行によって決定され、さらに1969年以来全銀行を対象に中央銀行が流動性信用を融資のための資金として供与してきた⁽⁴⁵⁾。反面、間接的金融政策である公開市場操作や再割引の制度は債券市

場が未発達なため行われていなかった。さらに、中央銀行は前身のジャワ銀行時代からの慣行で公的色彩の強い部門向けに直接貸付を行ってきた。1968年の中央銀行法でこの直接貸出を早い時期に廃止することを定めたが、長く続行された。

他方、株式市場は存在してはいたが休眠状態であった。インドネシアの株式市場は植民地時代にバタヴィア（現ジャカルタ）で開設され、欧州企業の株式が上場、取引されていた。これは日本軍政下で閉鎖され、独立後、1952年にジャカルタ株式市場として再開されるが、そこで取引されたのは依然としてほとんどがオランダをはじめとしたヨーロッパ企業の株式で、その取引参加者もヨーロッパ人社会に関わりをもつ人間ばかりであった。インドネシア政府の国債もわずかながら取引された。これに対してインドネシア企業の株式上場は皆無で、この主たる理由はインドネシア企業は資金調達には銀行融資の方に走ったためであった。その後、1958年までに欧米系企業が国有化されると、取引すべき株式自体がなくなり、国債・銀行債の取引がわずかに残るだけとなった。

(2) 1970年代以降の金融制度整備

1970年代から80年代初頭までの期間の金融行政は、基本的に、①既存銀行の経営健全化と、②長期資金を供給できる金融機関の育成を核とする金融サービスの多様化、の2つの方向をとっていた。金融当局の強い規制が過去から受け継いできたこの時期の金融政策・行政の特徴である。

具体的策は次のようであった。まず、国営商業銀行に対しては厳しい設置基準を満たした場合にのみ支店新設を認めることとした。既存民間商業銀行には合併を奨励し、合併行には支店新設枠を与えるという方針で臨み、民間商業銀行の新設に関しては、1969年からは商業銀行設置が必要な地域にのみ新設を認めるとの方針を示したが、実際には既存商業銀行の健全化を優先して商業銀行新設申請の受付は停止状態としていた。これは表13の銀行数・店舗数の推移に反映されている。

他方、金融サービスの多様化の側面では、金融当局は、非銀行金融機関(1972年～)およびリース企業(74年～)の設立に門戸を開き、株式市場(76年)での株の上場を再開した。また、冒頭の表1にみるとおり、1970年代のルピアのインフレはドルに比べてかなり大幅であったが、71年以来為替レートの調整は行われなかったためルピアの対ドル割高評価が過度に進行した状況下で国際収支・財政で困難をきたした78年11月16日、ルピアの対ドル・レートを417ルピアから625ルピアへ切り下げた。ただし、この切下げ幅ではルピアの割高評価は解消されるにはいたらなかった。

そして、1982年以降石油輸出価格が下落し始め、歳入・国際収支に深刻な打撃が兆すと政府はようやく脱石油輸出依存へ向けて構造調整政策に本格的な取組みを始める。その前段として1983年3月30日、再びルピアの対ドル・レートを702ルピアから970ルピアへ切り下げ、割高評価をほぼ解消した。

金融部門構造調整政策の最初のものが1983年6月1日付で交付された第1次金融改革である。その目指すところは、国営銀行に与信政策の自主権を与えることと市中に滞留している通貨の銀行部門への還流促進とである。具体的な策は、①預貸金利(政策金融向け金利は除く)・顧客の自己資金調達率などの決定権を国営銀行に認める、②中央銀行が決定していた全銀行の与信上限の撤廃、③リファイナンス目的で中央銀行が各銀行に供与していた流動性信用は以後政策金融向けのみに限定する、である。この背景には、流動性信用は過去15年間経済開発の促進に成果をあげてきたが、物価・国際収支・外貨準備によくない効果を及ぼすと同時に銀行が大衆から預金を動員しようとする努力に水をさしてきた、という金融当局の認識がある。加えて、これまで流動性信用が増大したときの国際収支へのプレッシャーは石油輸出から得られた外貨が相殺してきたが、石油収入の減少傾向のなかではこれが維持できそうもなくなったという事情もある。これをきっかけに金融当局は金融政策をそれまでの直接政策から、支払い準備率政策、公開市場操作、割引政策、道義的勧告などの間接政策へ転じる方針を示した⁽⁴⁶⁾。

この方針を受けて、1984年2月1日にはインドネシア銀行証書(SBI : Sertifi-

kat Bank Indonesia) を導入するとともにディスカウント・ウィンドウを開設し、85年2月1日には貨幣市場証券 (SBPU: Surat Berharga Pasar Uang) を導入した。SBIは中央銀行が発行する手形で、銀行の余剰流動性ののはけ口として利用できる。他方のSBPUは「銀行・金融会社発行の約束手形、銀行・金融会社引受けの企業発行の約束手形、企業発行の借入れ約束手形により、直接あるいは証券会社経由売買される」⁽⁴⁷⁾。このSBI、SBPUの導入により金融当局は公開市場操作を行う条件が基本的に整った。

その後、1986年に入ると、石油輸出価格が暴落し、9月13日には3たびルピアの対ドル・レートを1134ルピアから1644ルピアに切り下げることを余儀なくされた。そして、切下げの2度目のフォローアップ政策を10月25日に実施し、そのうちの1施策として外資系合弁企業の為替変動リスク・ヘッジのためのスワップ取引の上限枠を撤廃した。

翌1987年12月23日には株式市場に関する規制緩和が実施された。要点は、①外国人の株式取得容認、②株式発行条件の緩和、③発行手続きの簡素化、④店頭市場の開設、であった。これには、翌1988年10月27日の定期預金金利非課税の廃止が株式上場への追い風となった。

1988年10月27日と12月20日には非常にドラスチックな内容をもつ第2次金融改革が実施された⁽⁴⁸⁾。

10月27日の金融部門の諸施策は以下のとおりで、資金動員、金融機関の効率向上、金融政策の有効性向上、資本市場育成を目的とするものであった。

① 国営・地方開発・民間銀行の支店開設条件の緩和

かつては個別の審査を要したが、この規制緩和で当該銀行の財務状況が過去24カ月良好ないし20カ月良好で残りがかなり良好であればよい、という基準で可否が決定されることになった。

② 非銀行金融機関の支店開設容認

ジャカルタ、バンドゥン、スマラン、スラバヤ、メダン、ウジュンパンダン、デンパサールの7大都市に1支店開設が可となった。開設条件は①と同じ。

③ 民間銀行新設の容認

一定金額以上の払込資本金があれば銀行新設を容認。

④ 内外合弁銀行の設立容認

所在地は7大都市のいずれかで、当該合弁銀行は設立から12カ月後に与信総額に対する輸出信用比率が50%を超えている、などが条件。

⑤ 外国銀行補助支店開設の容認

外国銀行は7大都市に補助支店を開設できるが、開設から12カ月後に輸出信用比率が50%を超えることが条件。

⑥ スワップ制度の改善

スワップのリファイナンス期間を最長6カ月から3年に延長。

⑦ 国営・地方政府企業は全銀行に預金可

国・公営企業はそれまで国営銀行へ預金していたが、その制限を撤廃。だが、民間銀行・金融機関への預金が預金総額の50%を超えてはならない。

⑧ 預金準備率引下げ

支払い準備率を15%から2%に引下げ。

⑨ 公開市場操作有効性強化

SBI, SBPUの有効期間を最長7日から最長6カ月に改訂。

⑩ 株式市場育成のための預金利子・配当免税の撤廃。

続く12月20日付の株式市場・金融部門に関する規制緩和策は、資本市場の育成、開発資金調達源の多様化、国内貯蓄動員を目的としたものであった。

① 民間証券取引所の創設を容認

② 地方都市での証券取引所開設の容認

③ リース業企業設立認可再開

④ ファクタリング、ベンチャーキャピタル、証券取引、クレジット・カード、消費者金融の企業設立容認

⑤ 銀行・非銀行金融会社が証券取引、クレジット・カード、ファクタリング消費者金融業務を行うことを容認

- ⑥ 資金調達業企業が複数の資金調達業務を行うことを容認
- ⑦ 地場保険会社・合併保険会社設立の条件緩和

この後1991年2月28日の銀行業監理に関する政策パッケージによって国際決裁銀行が定める適正資本金比率達成のために段階的に比率を高める指針を定めるとともに、健全経営のためのさまざまな指針を規定した⁽⁴⁹⁾。

さらに、1992年3月25日、新銀行法(法律1992年第7号)が制定された。1967年の旧銀行法と比べて変わった点は、新法下では銀行は商業銀行(旧商業銀行・貯蓄銀行・開発銀行はすべて新商業銀行のカテゴリーに一本化)と村落信用銀行の2つのカテゴリーに整理され、それぞれに容認される業務内容が詳しく規定された。さらに、商業銀行の企業形態としては旧法にあった「法律に基づく企業体」というカテゴリーが廃止されるとともに銀行の所有者としての国家も消去され、これによって国営銀行は株式会社化される方向が示された⁽⁵⁰⁾。

以上の一連の金融部門の制度整備によって銀行部門は次にみるように目ざましい発展を遂げるとともに、一部には急拡大による不健全な例も表面化した。

(3) 銀行部門の発展

以上のような政策展開の結果、表13にみるように、銀行の数は1988年まで一貫して減少した後、88年の銀行設立解禁を受けて94年3月には88年3月の倍以上に急増した。店舗数でみると、最も数が少なくなったのは1974年で、それ以後は合併による支店新設許可を得るケースが増えて、支店数は着実に増加した。しかし、1988年以降はまさに爆発的に店舗が増加した。銀行種別では、民間商業銀行は1988年の第2次金融規制緩和直前までに銀行数はほとんど半減したが、規制緩和とともに堰を切ったように急増した。店舗数でも、かつて圧倒的であった国営銀行は1988年までに商業銀行に肉薄されていたが、第2次金融規制緩和以後抜き去られ、その差は一層拡大の勢いにある。これによって、1行当たりの店舗数は国営銀行が1968年の91から94年3月には210

表14 全銀行の預金総額¹⁾

(単位: 10億ルピア, %)

| | GDP (時価) | 預金総額 (対GDP比) | 対預金総額構成比 | | | | | | |
|------|-------------|-----------------|----------|------|------|-------------------|------|------|----------|
| | | | 要求払い預金 | | | 定期預金 | | | 貯蓄 預金 |
| | | | ルピア | 外貨 | 小計 | ルピア ²⁾ | 外貨 | 小計 | |
| 1973 | 6,753 | 756(11.2) | 41.5 | 9.0 | 50.5 | 28.3 | 16.5 | 44.8 | 4.6 |
| 1974 | 10,708 | 1,189(11.1) | 38.1 | 9.0 | 47.1 | 30.2 | 18.7 | 48.9 | 4.0 |
| 1975 | 12,643 | 1,543(12.2) | 38.9 | 6.9 | 45.8 | 34.9 | 14.3 | 49.3 | 4.9 |
| 1976 | 15,467 | 2,081(13.5) | 40.2 | 7.2 | 47.4 | 36.6 | 10.5 | 47.1 | 5.5 |
| 1977 | 19,033 | 2,413(12.7) | 43.1 | 4.6 | 47.7 | 37.1 | 8.7 | 45.8 | 6.6 |
| 1978 | 22,746 | 3,024(13.3) | 43.6 | 7.2 | 50.8 | 30.8 | 11.8 | 42.6 | 6.6 |
| 1979 | 32,025 | 4,244(13.3) | 47.1 | 13.3 | 60.3 | 23.4 | 11.0 | 34.4 | 5.3 |
| 1980 | 45,446 | 6,411(14.1) | 52.3 | 17.0 | 69.3 | 20.0 | 5.8 | 25.8 | 4.9 |
| 1981 | 54,027 | 8,010(14.8) | 55.1 | 12.1 | 67.2 | 21.9 | 5.7 | 27.6 | 5.2 |
| 1982 | 59,633 | 8,868(14.9) | 48.4 | 12.4 | 60.8 | 24.8 | 8.8 | 33.6 | 5.5 |
| 1983 | 77,676 | 12,397(16.0) | 35.2 | 13.4 | 48.6 | 35.8 | 10.8 | 46.6 | 4.7 |
| 1984 | 89,885 | 15,498(17.2) | 34.1 | 10.9 | 44.9 | 38.9 | 11.3 | 50.2 | 4.9 |
| 1985 | 96,997 | 20,174(20.8) | 32.0 | 4.8 | 36.8 | 44.1 | 14.1 | 58.1 | 5.1 |
| 1986 | 102,683 | 23,511(22.9) | 28.8 | 6.0 | 34.7 | 44.8 | 14.6 | 59.4 | 5.9 |
| 1987 | 122,915 | 29,331(23.9) | 25.4 | 4.6 | 30.0 | 52.4 | 12.1 | 64.5 | 5.6 |
| 1988 | 142,105 | 37,510(26.4) | 23.8 | 3.8 | 27.6 | 52.6 | 14.0 | 66.6 | 5.8 |
| 1989 | 167,185 | 54,375(32.5) | 24.0 | 3.9 | 27.9 | 49.8 | 12.8 | 62.6 | 9.6 |
| 1990 | 195,597 | 83,154(42.5) | 18.2 | 5.0 | 23.2 | 46.6 | 18.6 | 65.2 | 11.6 |
| 1991 | 227,450 | 95,118(41.8) | 18.9 | 4.2 | 23.1 | 42.6 | 17.9 | 60.5 | 16.4 |
| 1992 | 259,885 | 114,850(44.2) | 16.9 | 3.7 | 20.7 | 39.3 | 17.8 | 57.1 | 22.2 |
| 1993 | 302,018 | 141,946(47.0) | 17.3 | 5.4 | 22.8 | 35.5 | 16.7 | 52.1 | 25.1 |

(注) 1) 中央政府および非居住者の預金も含む。

2) 預金証書 (certificates of deposits) も含む。

(出所) Bank Indonesia, *Indonesian Financial Statistics*. 各月号から作成。

店舗へと増加し、民間商業銀行の場合は2店舗強から22店舗へと増加した。規制緩和の衝撃的といえるほどの影響を認めることができる。

次に、このような政策展開の銀行部門による資金動員への効果をみる。全銀行部門の預金総額の対GDP比の推移でみる(表14)。まず、石油ブーム期にあたる1981年までの8年間の預金残高総額の対GDP比はわずか3.6ポイント

増にとどまったが、その後店舗数が増加する前の88年までの7年間には、——この期間が石油価格下落による景気後退期が半ば以上を占めているにもかかわらず——11.6ポイントと大幅に増加し、さらにその後の第2次金融改革後の5年間には20.6ポイントの急増が実現されている。

このことは、まず、石油ブーム期の所得増は預貯金としてはごくわずかしか銀行部門に入ってこなかったということを指摘することができる。その次の期間は、第1次金融規制緩和を含むものの、景気後退期でありかつ2度のルピア切下げが行われた時期でもあるが、それにもかかわらず驚異的ともいえる貯蓄増が生じた。これにはおそらく、第1次金融規制緩和が行われた後には銀行間で預金獲得競争が起こったことと店舗数の、それも民間商業銀行の店舗数の、大幅増加が寄与したのではないかと考えられる。

以上の動きから、銀行新設・店舗増設規制があまりに長期間に及んだことはほぼ明白である。石油収入があったための無策の期間が長すぎたということであろうが、石油ブーム期にありえたかもしれない銀行部門の発展の機会を捉えることができなかったのではないか。また、1988年の規制緩和措置はあまりにドラスティックであったことも批判されねばならないだろう。1988年の政策があまりにドラスティックであったため、多くのエコノミストやビジネスマンが金融部門の加熱を予想できたにもかかわらず、Bank Summaの破綻をはじめとしたいくつかの銀行の不祥事を招き、それゆえ預金者の不利益をもたらしたからである。

(4) 非銀行金融機関の発展

1968年当時の銀行の構成では、長期資金供給の金融機関は国営と民営の開発銀行各1行と地域開発銀行23行であった。しかし、中・大規模企業の長期資金需要に応えられるのは、上述のように、実質的には国営インドネシア開発銀行だけであった。これから経済建設に取り組むインドネシアには膨大な長期資金需要があり、とても財政資金頼みの開発銀行1行では賄いきれないことは明白である。政府は資本市場の育成に乗り出し、まず、非銀行金融機

関を導入することを決めた。預金集めはせず、有価証券発行などにより直接・間接に資金を集め、企業に投資資金を融資する形の金融機関として、1970年12月7日付大蔵大臣決定で非銀行金融機関の設立に必要な要件と手続きに関して規定し⁽⁵¹⁾、さらに1972年1月18日付大蔵大臣決定で補足した⁽⁵²⁾。これに基づいて、1981年までに14社の設立が認可され、今日にいたっている。これらは、開発金融会社が3社、投資金融会社が9社、その他が2社である⁽⁵³⁾。参入してきた企業の数のうえからは満足すべき水準に達しているものとみられるが、その総資産の規模も1990年には国営商業銀行5行の7%余り、各種開発銀行の46%に達し、まずまずの成果をあげているようにみえる。

(5) 株式市場の発展

1977年に株式の上場が再開されて以来、株式の第1次上場ブームは84年に24社目を上場したところで一段落した。第2次石油ブーム後の景気後退のなかで新規上場が1社もない年が3年続いた。ところが、1987年12月および88年12月に規制緩和が実施されると、第1次をはるかに上回る第2次上場ブームが到来し(表15)、ジャカルタ株式市場は完全に軌道に乗った。

1989～90年の両年は上場企業数がまさに爆発的に増加した。その後も1993年までは着実な増加を続け、89～93年の年間平均資金調達額は3兆ルピア(93年の平均為替レート換算で15億ドル)を超え、インドネシアの大企業にとって最も有力な資金調達場のひとつとなった。並行して社債の起債市場としても成長しつつある。この株式市場の例でも、銀行部門におけるのと同様、規制の緩和によってその機能が格段に向上しうることが明らかになった。

2. 租税部門の制度整備と税収の増加

(1) 税制の整備

租税部門での制度整備は、1983年12月31日制定、84年1月1日施行の国税通則法(法律1983年第6号)と所得税法(法律1983年第7号)、83年12月31日制

表15 株式市場における株式上場と社債発行
による資金調達額

| 各年末 | 株 式 上 場 | | 社 債 発 行 | |
|------|------------|----------------------------|------------|-------------------|
| | 上 場 企業数 | 上場時調達 資金額累計 (10億ルピア) | 発 行 企業数 | 調達資金額 (10億ルピア) |
| 1977 | 1 | 1.8 | 0 | 0 |
| 1978 | 1 | 1.8 | 0 | 0 |
| 1979 | 4 | 18.9 | 0 | 0 |
| 1980 | 6 | 35.4 | 0 | 0 |
| 1981 | 9 | 44.1 | 0 | 0 |
| 1982 | 14 | 93.6 | 0 | 0 |
| 1983 | 23 | 115.3 | 3 | 94.7 |
| 1984 | 24 | 129.0 | 3 | 154.7 |
| 1985 | 24 | 129.0 | 3 | 354.7 |
| 1986 | 24 | 129.4 | 3 | 404.7 |
| 1987 | 24 | 129.4 | 3 | 535.7 |
| 1988 | 25 | 173.7 | 9 | 935.7 |
| 1989 | 67 | 2,260.5 | 22 | 1,555.2 |
| 1990 | 132 | 8,009.4 | 23 | 2,090.2 |
| 1991 | 145 | 8,976.1 | 24 | 2,215.2 |
| 1992 | 162 | 11,161.8 | 34 | 3,856.8 |
| 1993 | 181 | 16,065.0 | 43 | 5,761.8 |

(出所) Republik Indonesia, *Nota Keuangan*…各年版から作成。

定、85年4月1日施行の付加価値税・奢侈品販売税(法律1983年第8号)、85年12月27日制定、86年1月1日施行の土地・建物税法(法律1985年第12号)と印紙税法(法律1985年第13号)の制定によって実施された。これらはいずれもオランダ植民地時代の法律そのものないしはそれらの法律に部分的な改訂を加えたものに代わる法律である。まさに歴史的な改定であるとともにスハルト政権発足時の経済開発の枠組み設定の時には積み残され、後日に委ねられた

作業であった。

これらの各法律で定められた特徴点は以下のとおりである。

- (1) 納税額の決定は従前は税務当局による査定を基礎としたが、新所得税法では自己申告を基礎とする形に改められた。
- (2) これまでの個人所得税、法人所得税、源泉徴収税(MPO)、利子・配当・ロイヤリティ税が所得税に一本化され、税率も3段階に一本化され、これによって個人所得税率は簡素化された。また、最高税率はかつての46%から35%へ引き下げられた。
- (3) すべての納税者は主税総局に登録して納税者認証番号を取得することを義務づけた。すなわち、税率を引き下げて納税捕捉率を高めて税収増を図ろうという考え方である。
- (4) 従前の販売税・輸入品販売税に代わって付加価値税・奢侈品税を導入した。
- (5) 租税の減免措置はすべて撤廃された。

この制度はちょうど石油輸出価格が暴落する直前に制定されたことから、税率引下げ・納税者捕捉率拡大の方向で徴税努力が行われ、次のような税収増を実現した。併せて、この少し後の時期から行われ始めた高額納税者の公表と表彰もある程度の効果をもったものと考えられる。

(2) 税収額の推移

近年のインドネシア政府の歳入は、表16にみるとおり、一方で石油・ガス部門歳入の対GDP比率は1981年度をピークとして低下の一途を辿り、他方では援助歳入は横ばいながらも債務元利返済を差し引いた援助純歳入は87年度からマイナスに転ずるという厳しい状況のなかにある。このような趨勢に対処するため、政府は税制改革を実施したわけであるが、1985年以降、その効果が顕著に現れてきている。

非石油国内歳入は新税制が施行された初年の1985年度から目立って増加し始め、92年度には84年度の倍の対GDP比12.5%に達した。税収増加努力はあ

表16 国家歳入 (1960~1994/95)

| | 歳入 総額 | 石油・ガ ス歳入 | GDP | 非石油国 内歳入 | 4) 所得税 | | | 5) 付加 価値税 | | 輸入 関税 | 物品税 | 輸出税 |
|--------------------|----------|-------------|---------|-------------|------------|------------|-----|--------------|-----|----------|-------|-----|
| | | | | | b/a (%) | c/a (%) | (c) | d/a (%) | (d) | | | |
| 1967 ⁹⁾ | 85 | 7 | 848 | 53 | 6.3 | 7 | 0.8 | 5 | 0.6 | 17 | 8 | 11 |
| 1968 ⁹⁾ | 185 | 26 | 2,097 | 124 | 5.9 | 25 | 1.2 | 15 | 0.7 | 37 | 17 | 14 |
| 1969/70 | 335 | 66 | 2,718 | 178 | 6.5 | 43 | 1.6 | 31 | 1.1 | 58 | 32 | 7 |
| 1970/71 | 465 | 99 | 3,290 | 246 | 7.5 | 53 | 1.6 | 40 | 1.2 | 71 | 39 | 25 |
| 1971/72 | 564 | 141 | 3,672 | 287 | 7.8 | 68 | 1.9 | 46 | 1.3 | 69 | 40 | 28 |
| 1972/73 | 748 | 231 | 4,564 | 360 | 7.9 | 88 | 1.9 | 62 | 1.4 | 73 | 47 | 33 |
| 1973/74 | 1,172 | 382 | 6,753 | 586 | 8.7 | 140 | 2.1 | 105 | 1.6 | 128 | 62 | 69 |
| 1974/75 | 1,986 | 957 | 10,708 | 797 | 7.4 | 226 | 2.1 | 154 | 1.4 | 161 | 74 | 70 |
| 1975/76 | 2,734 | 1,248 | 12,643 | 994 | 7.9 | 306 | 2.4 | 192 | 1.5 | 174 | 97 | 62 |
| 1976/77 | 3,690 | 1,635 | 15,467 | 1,271 | 8.2 | 382 | 2.5 | 265 | 1.7 | 257 | 131 | 62 |
| 1977/78 | 4,309 | 1,949 | 19,011 | 1,587 | 8.3 | 504 | 2.7 | 318 | 1.7 | 287 | 182 | 81 |
| 1978/79 | 5,302 | 2,309 | 22,746 | 1,957 | 8.6 | 617 | 2.7 | 347 | 1.5 | 295 | 253 | 166 |
| 1979/80 | 8,078 | 4,260 | 32,025 | 2,437 | 7.6 | 793 | 2.5 | 329 | 1.0 | 317 | 326 | 389 |
| 1980/81 | 11,721 | 7,020 | 45,446 | 3,207 | 7.1 | 1,112 | 2.4 | 461 | 1.0 | 448 | 438 | 305 |
| 1981/82 | 13,922 | 8,628 | 58,127 | 3,585 | 6.2 | 1,367 | 2.4 | 534 | 0.9 | 536 | 544 | 129 |
| 1982/83 | 14,358 | 8,170 | 62,476 | 4,248 | 6.8 | 1,707 | 2.7 | 708 | 1.1 | 522 | 620 | 83 |
| 1983/84 | 18,315 | 9,520 | 77,676 | 4,913 | 6.3 | 1,932 | 2.5 | 831 | 1.1 | 557 | 773 | 104 |
| 1984/85 | 19,383 | 10,430 | 89,885 | 5,476 | 6.1 | 2,121 | 2.4 | 878 | 1.0 | 530 | 873 | 91 |
| 1985/86 | 22,825 | 11,144 | 96,997 | 8,108 | 8.4 | 2,313 | 2.4 | 2,327 | 2.4 | 607 | 944 | 51 |
| 1986/87 | 21,893 | 6,338 | 102,683 | 9,803 | 9.5 | 2,271 | 2.2 | 2,900 | 2.8 | 960 | 1,056 | 79 |
| 1987/88 | 26,961 | 10,047 | 124,817 | 10,756 | 8.6 | 2,663 | 2.1 | 3,390 | 2.7 | 938 | 1,106 | 184 |
| 1988/89 | 32,995 | 9,527 | 142,105 | 13,477 | 9.5 | 3,949 | 2.8 | 4,505 | 3.2 | 1,192 | 1,390 | 156 |
| 1989/90 | 38,169 | 11,252 | 167,185 | 17,488 | 10.5 | 5,488 | 3.3 | 5,837 | 3.5 | 1,587 | 1,477 | 172 |
| 1990/91 | 49,451 | 17,712 | 195,597 | 21,835 | 11.2 | 6,755 | 3.5 | 7,463 | 3.8 | 2,486 | 1,917 | 44 |
| 1991/92 | 51,994 | 15,039 | 227,450 | 26,546 | 11.7 | 9,580 | 4.2 | 8,926 | 3.9 | 2,133 | 2,223 | 19 |
| 1992/93 | 58,168 | 15,330 | 259,885 | 32,122 | 12.4 | 11,913 | 4.6 | 10,714 | 4.1 | 2,652 | 2,381 | 9 |
| 1993/94 | 62,322 | 15,128 | 302,018 | 37,641 | 12.5 | 14,849 | 4.9 | 11,683 | 3.9 | 3,106 | 2,498 | 30 |
| 1994/95 | 69,749 | 12,851 | 46,886 | 46,886 | | 18,843 | | 13,239 | | 3,443 | 2,623 | 16 |

(注) 1) 暦年。法律1953年第11号に基づいて会計年度は4月～3月制であったが、1965年8月19日付で暦年に改められた (Bank Indonesia, *Report for the Years 1960-65*, p. XI.)。

2) 大統領令1965年第27号に基づき1965年12月13日付で、1000 (旧) ルピア = 1 (新) ルピアにデノミ (Bank Indonesia, *Report for the Years 1960-1965*, p. 280)。

3) 1969年第1四半期のみ。1969年から会計年度を暦年から4月～3月制へ復帰するため
の転換の移行期経過措置 (Bank Indonesia, *Laporan Tahunan Pembukuan 1969-70*, pp. 8-9)。

4) 1983/84までは、個人所得税、法人所得税、MPO、PBDR (pajak atas bunga, dividen dan royalty) からなる。

5) 1984/85までは販売税 (pajak penjualan), 輸入品販売税 (pajak penjualan impor) からなる。

6) 1984年まではIPEDAおよび財産税 (pajak kekayaan) からなる。

7) 印紙税 (bea materai), 競売税 (bea lelang) からなる。

8) 所得税に含まれる。

(出所) 1960~1964: Bank Indonesia, *Report for the Years 1960-1965*.

1965~1966: Bank Negara Indonesia (Unit I), *Laporan Tahun Pembukuan 1966-1967*.

1967: Bank Negara Indonesia (Unit I), *Laporan Tahun Pembukuan 1968*.

1968~1969第1四半期: Biro Pusat Statistik, *Indikator Ekonomi*. Oct. 1972.

1969/70~1988/89: *Nota Keuangan*... 1990/91年度版。

らゆる歳入項目について行われているが、税収増へ最大の寄与をしているのはやはり所得税と付加価値税である。たとえば、1985～93年度の期間に非石油国内歳入増加は4.1ポイント上昇しているが、両税は同じ期間に合わせて4ポイント上昇しており、増加寄与率は98%に達する。この非石油国内歳入の上昇分は、同期間の石油歳入の下落幅5.5ポイントを埋め合わせるにはいたっていないが、4分の3を埋め合わせるものであり、また、援助の歳入の純流入の減少分よりははるかに大きい。

また、この歳入のGDP比率を周辺国と比較してみると(表17)、近年のインドネシアの開発会計歳出の対GDP比は各国中最高であるが、非石油国内歳入のGDP比——すなわち国民負担率——は各国中最低である。1989年以降ようやく2桁に上昇したが、石油ブーム期はフィリピンの半分にすぎなかった。このことは、これまでの国内総固定資本形成がいかに石油と援助に依存してきたかを示すものであるが、他方では周辺国並みの国民負担をするようになれば将来の一層の石油収入源も埋め合わせる余地があることを示すものである。

3. 外国民間投資制度の規制緩和と外資流入の増加

外国民間投資政策は、1967年の外国民間投資法制定時の業種別無差別導入から、70年以降、業種別誘導的導入の方向に転じ、次第に規制を強めるとともに、74年1月のジャカルタ反日暴動を機に資本、人員両面でのプリブミ参加率を高める方向の規制が加わった。

これが規制緩和の方向へ反転するのは構造調整政策が始まった翌年の1984年であった。同年1月の所得税法の制定にともなって外国民間投資企業へのタックス・ホリデイが廃止されたが、その同じ年の10月と翌1985年5月に認可手続きの簡素化を打ち出している。

実質的内容をともなった規制緩和が行われたのは1986年5月6日のいわゆる「5月6日パッケージ政策」においてであった。このパッケージでは外国

表17 対GDP比歳出・歳入（開発会計・一般会計）の各国間比較
 (%)

| | 開発会計歳出/GDP | | | | 一般会計歳入/GDP | | | | 一般会計歳入(除石油)/GDP | | | |
|--------------------|------------|-------|-----|-------|------------|-------|------|-------|-----------------|-------|------|-------|
| | インドネシア | マレーシア | タイ | フィリピン | インドネシア | マレーシア | タイ | フィリピン | インドネシア | マレーシア | タイ | フィリピン |
| 1967 ¹⁾ | 2.1 | | | | | | | | | | | |
| 1968 ¹⁾ | 1.7 | | | | | | | | | | | |
| 1969/70 | 4.3 | | | | 9.0 | | | 12.1 | 6.5 | | | 12.1 |
| 1970/71 | 5.3 | 6.1 | | | 10.7 | 20.3 | 12.6 | 10.9 | 7.6 | 20.3 | 12.6 | 10.9 |
| 1971/72 | 5.3 | 8.4 | | | 11.7 | 18.7 | 12.4 | 12.4 | 7.8 | 18.6 | 12.4 | 12.4 |
| 1972/73 | 6.5 | 8.7 | 4.8 | 1.9 | 12.9 | 20.5 | 12.4 | 13.0 | 7.9 | 20.5 | 12.4 | 13.0 |
| 1973/74 | 6.7 | 6.0 | 3.3 | 2.3 | 14.3 | 18.2 | 11.3 | 13.8 | 8.7 | 18.0 | 11.3 | 13.8 |
| 1974/75 | 9.0 | 8.2 | 2.5 | 1.3 | 16.4 | 20.9 | 13.5 | 12.7 | 7.4 | 20.3 | 13.5 | 12.7 |
| 1975/76 | 11.1 | 9.6 | 3.1 | 2.4 | 17.7 | 22.9 | 12.5 | 15.4 | 7.9 | 21.5 | 12.5 | 15.4 |
| 1976/77 | 13.3 | 8.5 | 4.0 | 3.5 | 18.8 | 21.9 | 12.3 | 14.2 | 8.2 | 20.8 | 12.3 | 14.2 |
| 1977/78 | 11.3 | 9.9 | 4.0 | 3.4 | 18.6 | 24.0 | 12.7 | 13.8 | 8.3 | 21.6 | 12.7 | 13.8 |
| 1978/79 | 11.2 | 10.0 | 3.8 | 4.1 | 18.8 | 23.3 | 12.7 | 14.4 | 8.6 | 21.3 | 12.7 | 14.4 |
| 1979/80 | 12.5 | 9.2 | 3.2 | 4.1 | 20.9 | 22.6 | 13.3 | 14.5 | 7.6 | 20.8 | 13.3 | 14.5 |
| 1980/81 | 13.0 | 14.0 | 3.9 | 5.3 | 22.5 | 26.1 | 13.9 | 14.2 | 7.2 | 21.6 | 13.9 | 14.2 |
| 1981/82 | 12.8 | 19.7 | 3.7 | 7.4 | 22.6 | 27.4 | 14.5 | 12.7 | 6.6 | 21.8 | 14.5 | 12.7 |
| 1982/83 | 12.3 | 17.9 | 4.0 | 5.2 | 20.8 | 26.7 | 13.5 | 12.1 | 7.1 | 21.2 | 13.5 | 12.1 |
| 1983/84 | 12.7 | 13.4 | 3.3 | 4.4 | 18.6 | 26.4 | 14.8 | 12.6 | 6.3 | 21.5 | 14.8 | 12.6 |
| 1984/85 | 11.1 | 10.1 | 2.8 | 0.7 | 17.7 | 26.2 | 15.0 | 10.9 | 6.1 | 20.9 | 15.0 | 10.9 |
| 1985/86 | 11.2 | 8.7 | 3.2 | 2.2 | 19.8 | 27.3 | 15.1 | 12.1 | 8.4 | 21.1 | 15.1 | 12.1 |
| 1986/87 | 8.1 | 9.7 | 2.8 | 1.1 | 15.7 | 27.3 | 14.6 | 13.0 | 9.5 | 21.5 | 14.6 | 13.0 |
| 1987/88 | 7.7 | 5.2 | 2.4 | 1.9 | 16.9 | 22.8 | 14.8 | 14.6 | 8.8 | 19.4 | 14.8 | 14.6 |
| 1988/89 | 8.6 | 4.5 | 2.0 | 1.7 | 16.2 | 24.2 | 15.7 | 14.1 | 9.5 | 20.5 | 15.7 | 14.1 |
| 1989/90 | 8.3 | 5.6 | 1.9 | 2.8 | 17.2 | 24.6 | 16.7 | 15.4 | 10.5 | 21.4 | 16.7 | 15.4 |
| 1990/91 | 9.9 | 6.9 | 2.4 | 3.7 | 20.2 | 25.5 | 18.0 | 16.8 | 11.2 | 21.6 | 18.0 | 16.8 |
| 1991/92 | 9.6 | 6.5 | 3.0 | 4.6 | 18.4 | 26.3 | 18.6 | 18.6 | 11.7 | 21.6 | 18.6 | 18.6 |
| 1992/93 | 9.4 | 5.7 | 3.8 | | 18.5 | 26.7 | 17.7 | | 12.5 | 23.3 | 17.7 | |

(注) 1) 暦年。

(出所) ADB, "Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries."各年版より作成。

民間投資促進と輸出振興を内容としたが、外資関連だけを取り出してみると次のようであった。

- (1) 投資調整庁から資本財輸入マスター・リストの承認を受けた企業および国産資本財製造企業が輸入する原材料、部品、資本財には輸入関税を還付する。
- (2) ①当該外資系企業の株式の75%以上をインドネシア側が所有、②51%以上をインドネシア側パートナーが所有するとともに20%以上を株式市場に上場、③51%以上を株式市場に上場、のいずれかを満たす外資系企業は地場企業と同等の待遇を受ける。それによって、当該外資系企業は、国営銀行の融資を受け、自社製品の卸・小売に携わり、外資系企業に開放されていない分野への新規投資が可能になる。
- (3) 外資系企業がその利益を既存企業または新設企業に投資することを容認。
- (4) 外資系企業が10年以内に51%以上の株式を現地化できない場合、①他の現地企業に譲渡する、②①が不能な場合は銀行などの金融機関に譲渡するか、株式市場に上場する、③それも不能な場合は投資調整庁が支援する。
- (5) ①リスクの高い事業、②巨額の資本・高度の技術を要する事業、③僻地に立地する事業、④製品のすべてを輸出する事業、のいずれかを満たす場合はインドネシア側パートナーの当初持株比率は5%でよく、操業開始後5年以内に20%にすればよい。
- (6) ①サービス業や地元企業のみでは行えないような事業、②エンジニアリング、輸出、コンサルティングなどの事業については投資規模が100万ドルと小さくても認められる。
- (7) 外資系合併企業の認可事業期間は30年であるが、事業の多角化、拡張、部品生産の現地化などを進めるために増資した場合は事業期間をさらに30年間延長できる。

この外資誘致政策で懸案になった点は、外資に開放される分野、資本財輸

入の免税特例、外資系企業の地場企業との同等待遇を受けるための条件、外資系製造業企業の自社製品販売規制緩和、再投資の容認、資本現地化義務の緩和、インドネシア側持株比率規定の緩和、最低投資規模制限の緩和、認可事業期間の延長、既存企業への外国資本の資本参加容認、輸出金融上限拡大、ルピア・ドル・スワップ取引の上限撤廃、外資系合弁輸出専門商社設立と外資系製造業企業による輸出の容認、というように多岐にわたった。これらについてその後改善策が小刻みに小出しに出てきたところにインドネシアの特徴がある。

そして、1994年6月2日の外資規制緩和策が外資側企業の出資比率100%を無条件で認める、最低投資額制限の撤廃、事業期間を30年以降も延長を認める、一定期間後のインドネシア側出資比率マジョリティ化規定の撤廃、など、税の減免措置を除いては、外国投資家の希望がほとんど容認されるにいたった。中国以外の周辺国に比べてインドネシアの国内市場がはるかに大きいことを考慮すれば、外資誘致条件はこの1994年の規制緩和措置で周辺国に遜色ないものとなったといえることができる。

以上のような1986年以来の外資規制緩和にともなって、表18にみるとおり、1987年より外資の流入が増加してきた。1992年、93年と認可数はいくぶん減少したが、94年は再び増勢を強めている。インドネシアにとっては試行錯誤の規制緩和策の道のりであったが、1990年代に入ってASEAN諸国のみならず先進国もが投資誘致に動く環境のなかで規制緩和も行き着くところまで行ったということであろう。残る課題があるとすればビューロクラシーの問題だけとなった。

むすび

表1にみたとおり、スハルト政権下の経済成長は目覚ましく、スカルノ大統領期とはまさに様変わりした。しかし、この差をもって直ちにスハルト政

表18 外国民間投資案件¹⁾

| | 1967～ 1969/70 | 1970/71 | 1971/72 | 1972/73 | 1973/74 | 1974/75 | 1975/76 |
|-------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 認可件数 | 219 | 149 | 100 | 85 | 144 | 72 | 46 |
| 投資予定額 | 1,194.1 | 314.0 | 225.0 | 616.2 | 929.0 | 627.3 | 1,271.0 |
| | 1976/77 | 1977/78 | 1978/79 | 1979/80 | 1980/81 | 1981/82 | 1982/83 |
| 認可件数 | 30 | 22 | 35 | 27 | 28 | 37 | 38 |
| 投資予定額 | 364.9 | 445.1 | 936.9 | 409.0 | 348.9 | 638.2 | 2,328.3 |
| | 1983/84 | 1984/85 | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 |
| 認可件数 | 44 | 38 | 43 | 100 | 155 | 155 | 337 |
| 投資予定額 | 1,328.5 | 982.7 | 625.3 | 684.8 | 2,387.1 | 1,849.1 | 4,363.7 |
| | 1990/91 | 1991/92 | 1992/93 | 1993/94 | | | |
| 認可件数 | 449 | 345 | | | | | |
| 投資予定額 | 6,160.9 | 4,021.4 | | | | | |

(注) 1) 新規のみ、拡張案件を含まない認可数の推移。

(出所) Departemen Penerangan, *Lampiran Pidato Kenegaraan Presiden Republik Indonesia di Depan Sidang Dewan Perwakilan Rakyat*. Jakarta, 各年版。

権の成果とするならそれは早計である。すなわち、スカルノ大統領の時代とスハルト大統領の時代とでは発展途上国に対する先進諸国の開発支援体制および先進国から途上国への民間投資の流れが大幅に異なっているからである。それゆえ、たとえば、タイにおいても1950～65年の期間と66～93年の期間を比べれば、後者の期間の方が成長率が高いのである。マレーシアにおいても同様であろうし、NIEsにおいても然りである。つまり、スカルノ大統領期よりスハルト大統領期の方が成長率が高いのは多分に時代の産物なのである。

ことにインドネシアは、欧米諸国に対決的な姿勢をとるにいたったスカルノ大統領期とは一転して、次でみるように、スハルト政権下では世界でも類例をみないほどに日米欧諸国から開発支援を受けてきた。この点を斟酌せずに両者を比較することには違和感が残る。むしろ、経済の安定と成長のために政府がどのような政策をとってきたかをみればスハルト大統領期の方が優

れていることは自明ではあるが、政権のマクロ経済的成果を論ずるうえではスカルノ大統領期と比較するより、むしろ同時期に、同じ国際環境のなかで経済開発に取り組んできたタイ、マレーシア、フィリピンと比較するほうが適切と考える。これら諸国との若干の比較を試みた所以である。

以下では、本文の流れに沿って記述内容をまとめる前に、インドネシアの特異な経済開発政策執行体制および1980年代の構造調整政策の位置づけを明らかにしておく。

1. IGGI体制

スハルト政権下インドネシアの経済開発は、基本的に「IGGI体制」ともいうべきものに石油収入のインパクトが加わった枠組みのなかで推進されてきた。すなわち、「IGGI体制」下で経済開発に取り組み始めたところ、石油の産出・輸出量が増加するとともに石油危機で輸出価格が高騰したためそのインパクトが非常に強くなり、その結果、「IGGI体制」下で進めていた制度整備に歪みと遅れが生じた。ところが、1980年代に入ってから石油輸出価格の暴落を機に、構造調整政策という名で体制発足時にやり残した制度整備とすでに実施済みながらその後歪みの生じたものの調整とが行われ、純粋な「IGGI体制」の方向への回帰が進んだ。

ここでいう「IGGI体制」とは、「暫定国民協議会決定第23号」が目指した市場経済モデル——IMF・世銀流の市場経済モデルと言い替えてもよいであろう——にIGGIが開発資金の不足分の調達機構として加わり、このIGGIをコーディネートする世銀・IMFはジャカルタに常駐事務所を置き、欧米系の複数のコンサルタント集団⁽⁵⁴⁾とともにインドネシアの経済政策立案に深く関与してきた、という体制である。

2. 構造調整政策は「決定第23号」の実施規定の一部

やり残した制度整備とは金融制度の拡充整備，徴税強化，輸出振興⁽⁵⁵⁾といった分野であり，実施済みながらその後歪みの生じた分野は国内流通，輸入，外国民間投資などであった。すなわち，スハルト政権は金融，徴税というそれぞれ民間と政府の投資を支えてゆく資金動員機構の制度整備をやり残したまま経済開発に乗り出したわけであるが，折しも石油収入が急速に増加してそれを補って余りある代替的資金として登場したのである。前節でみたようにこの石油収入は制度改革と並んで対GDP投資率上昇の原動力となった。他方，1983年から始まった構造調整政策はまさにやり残した制度整備と再び歪みの生じた分野の制度改革を行ったのであり，非常に遅れて制定された「決定第23号」の実施規定だったのだと位置づけることができる。

3. スハルト政権発足以前の経済の推移

インドネシアにおける経済開発への取組みは，独立戦争・国民統合過程などによって周辺諸国より遅れて，また低い水準から始まった。

スカルノ大統領期の経済建設はインドネシア化を基本的課題として進められたが，企業家のインドネシア化はベンテン政策によっても自由競争に委ねる策によっても成果は期待したところには程遠く，欧米系企業のインドネシア化は当初こそ合法的に行われたが，大多数は後に非合法的に接収・国有化され，さらに政府が新規に比較的大規模な工業を設立した。このためインドネシア経済は基幹部分は国営企業が占める構造となり，非効率が経済全般を覆った。他方で，オランダ，イギリス，アメリカと相次いで対立して，外交姿勢は社会主義諸国寄りへ傾くとともに軍事対決姿勢は財政赤字を拡大させた。この結果，1960年代に入ってからインフレが加速し，輸出不振から物不足も加わり，広範な分野が政府統制下に入ってゆき，60年代半ばには破局

にいたった。

4. 「IGGI体制」の設定と高度成長の達成

代わって登場したスハルト政権は外交姿勢を親西側に転換し、まず1966年7月の「暫定国民協議会1966年決定第23号」によって市場経済へ回帰する政策枠組みを設定する。これに基づいて経済の諸規制が廃止・緩和され、日米欧国際機関が参加するIGGIの設立によつての援助体制が整えられ、外資に門戸が開かれ、為替も自由化された。

このような体制の下でインフレは短期間で克服され、正常な経済活動の環境が整えられた。企業の活動が活発になり、開発5カ年計画が幾次にもわたって整然と策定・実施された。次第に増加していった石油収入、他に例をみなかったほどの大規模経済協力、新技術をもって参入してきた外国民間投資はそれぞれに経済の成長率を押し上げた。この結果、1967年から93年までの27年間、平均成長率は6.5%に達した。この長期にわたる経済成長の過程で多くの企業・企業グループが育っていった。

5. 高度成長へ導いた投資率の上昇と資金的側面

この高い経済成長率は次第に高まる投資率をもたらした。そしてその投資率の上昇は基本的に石油収入の増加にともなう貯蓄率の上昇が資金面から支えたが、スハルト政権発足当初の規制緩和と1980年代の構造調整政策も貯蓄率向上にかなりな程度寄与したものとみられる。とくに後者は外国民間投資、銀行預金、株式市場の上場ブームを招来して貯蓄率を大幅に高めた。また、期間を通じて大量に流入した経済協力資金は1980年代半ばまでは貯蓄投資ギャップを埋め合わせるうえで大きく寄与した。しかし、長期にわたる大量の経済協力資金流入は巨額の累積債務と化し、1987年度以降は国家財政において資金流入額を元利返済額が上回るようになり、一転、経済成長の重荷と

化した。

6. タイ、マレーシアに比してまだ低い投資率と低い投資効率

インドネシアの対GDP投資率は上昇したとはいえ、最近年でもその投資率はタイ、マレーシアと比べるとそれぞれ15%ポイント、10%ポイント及ばない。このことはインドネシアの投資率は将来まだ上昇の可能性を残していると解釈することで将来への展望につなぐことができるであろう。また、ICORでみた成長への投資の効率は最近年にはタイ、マレーシアとほぼ同水準になっているが、インドネシアの所得水準がタイやマレーシアよりかなり低いことを考慮すれば、両国より効率は低いと判断される。こちらの方は効率の低さの原因を追求して向上への努力につなぐことが望ましい。

7. 今後の成長率引要因として期待されるもの

インドネシアでは石油生産可能量は将来ゆるやかに低下する見込みであるが、他方で国内消費は増加しつつあり、21世紀初頭には石油純輸入国に転ずることが予想されている。スハルト政権下の第1次長期開発25カ年計画が石油に大きく依存し、経済協力に下支えされた形で経済成長を遂げてきたが、1994年4月に開始された第2次長期開発25カ年計画では、石油部門の純外貨収入は上述のとおりであり、他方の経済協力はすでに返済超になっており、かつての2つの成長促進要因には期待できない。これらに代わって期待されるのは、これまでに低租税負担で高い成長を遂げて力をつけた国内の企業と外国民間投資の大量導入、さらに企業の経営効率を保証するための制度面のさらなる整備と維持である。1980年代の構造調整政策実施にもなつてインドネシアでは銀行、株式市場、外国民間投資などを著しく活性化・急成長したが、これはインドネシアがそれだけ潜在力と柔軟性を内包していることを意味するものである。この点で高い投資率と投資効率とを維持している非産

油国タイの政策展開は、石油収入なき後のインドネシアの政策運営に参考になりうるであろう。

8. 累積債務肥大化の歯止めにならなかったIGGI

最後に累積債務問題について触れておきたい。IGGIはその発足の経緯から、累積債務の肥大を防止することは当然その使命に含まれていたはずである。それにもかかわらず1994年末には1000億ドル前後の債務残高にいたったのはどのような背景によるものであろうか。円高はひとつの要因に違いないが、これですべてを説明はできないであろう。円高がなくとも遅かれ早かれ同じような状況に立ち至ると推定されるような事態の推移ぶりである。

公的債務肥大を回避する機会として最も可能性が高かったのは石油ブーム期の石油収入急増で援助を代替するものである。第1次石油危機直後のインドネシアおよび援助国の行動をみると、双方ともこの歳入増を援助依存脱却のために活用しようとの姿勢は示さなかった。

すなわち、1974年度の財政では石油法人税収入の実績は同年度当初予算額を49% (3194億ルピア) も上回った。これは同年の援助収入 (開発会計歳入) の当初予算額2139億ルピアを5割上回る額であるから、この部分を自主財源の増分で代替することが——手続き的には無理に違いないが——金額的には可能であった。しかし、同年度の歳入歳出実績をみると、援助歳入はむしろ当初予算比8%増となっており、石油法人税増収分は半分強が肥料補助金の増額に向けられ、残りは、政府資本参加、一般会計地方交付金、さまざまな項目の物価上昇分、などに使われた。

これをみるかぎり、インドネシア政府は増収分を国内で大盤振舞いしてしまった。この後も援助の受入れ額は増加し続け、債務増を抑制するよりも成長率を高めることの方を選択し続けた。そして、デットサービスレシオが高まってくると、1983年からはその算出方法を、債務元利払いを非石油・ガス輸出プラス石油・ガス部門純輸出で除する方式から非石油・ガス輸出プラス

石油・ガス粗輸出に変更して、一見債務比率が小さくみえるようにしている。

他方、援助供与諸国・機関もまた債務増への懸念が希薄であった。世銀は、想像をたくましくすれば、対インドネシア借款がなくなれば当然インドネシアにおける世銀の存在理由がなくなるわけで、世銀の側ではむしろある程度の借款は継続しようとの力学が働くのかもしれない。援助供与国についても、当時はアンタイド比率が低く援助は自国の輸出に直結したので少なくともブレッジ額までは積極的に供与しようとするようである。なわち、スカルノ大統領期の累積債務の返済繰延べを協議したグループから生まれたIGGIは必ずしも公的債務の増加抑制の方向に作用するとは限らなかったようである。

9. 経済成長の趨勢を将来も維持できるならこれまでの公的借款導入政策は成功

この累積債務をどのように評価するかということがひとつの論点になりうる。経済開発のために借款を導入する目的は、GDP水準の低い段階で借款によって投資を拡大し、GDPの成長を加速し、後日、すでに拡大したGDPのもとで過大な負担とならずに返済する、ということであろう。それでは、過大な負担とならずに返済するということはどういうことか。おそらく、滞りなく債務の元利を返済しながらも過去からのGDP成長の趨勢どおり、ないしそれ以上の成長を将来にわたって実現してゆける、といった程度の基準が妥当であろう。それゆえ、将来、この債務の元利を返済しつつ従来どおりの、あるいは第2次長期開発25年計画の目標成長率を達成できるだけの力がインドネシア経済に備わったならば、これまでの借款導入政策は成功であったと評価できる。そのためにはマクロの投資効率を改善するか、少なくとも現状を維持し、投資率をタイやマレーシア並みに35%以上にまで高めることができるかどうかにかかっている。

〔注〕 _____

- (1) 独立戦争中も工業化に関する計画はいくつもたてられたけれども、これと
いって実現されたものはなかった(坂田善三郎「インドネシアの工業化」〈板垣
與一編『インドネシアの経済社会構造』アジア経済研究所, 1964年〉52ペー
ジ)。
- (2) 永井重信は既存研究をサーヴェイして、欧米資本のうちの約4分の3はオラ
ンダ資本であった、とする推定が有力である、との結論を導いている(永井重
信「国有化と Indonesinisasi」〈同上書〉159ページ)。
- (3) 永井, 同上論文, 162ページ。
- (4) 1950年8月15日から59年7月5日までは1950年暫定憲法が施行された時期
であり、政治体制は大統領内閣制で日常の政務は政党の代表者である首相が主
宰する内閣が執行する形をとった。
- (5) 古くからインドネシアに住み着いているマレー系諸種族で、インドネシア総
人口の95%以上を占める。
- (6) ベンテン (Benteng) は砦の意。プリブミ企業家を保護する砦である。「民族
的利益の擁護あるいは経済的弱者グループの保護のための措置の一環として」
(J.O.Sutter, "Indonesianisasi." New York: Cornell University, Apr.
1959, p.1017) 特定品目の輸入許可をプリブミ業者にのみ与え、同時に資本も
貸し付けてプリブミ企業家の育成を狙ったものである。これによって名目的に
は多くのプリブミ輸入業者が生まれたが、企業家として成功を収めた例は数え
るほどで、大部分は自ら輸入には手を染めず、輸入権を華人に貸与してその報
酬を得るにとどまった。また、資本の貸付をめぐって政界を巻き込んだスキャ
ンダルも生じ、所期の目標には程遠い実績のまま1956年に打ち切りとなった。
これについては、佐藤百合「インドネシアにおける民間企業グループの生成・
発展過程」(『アジアトレンド』No.31, 1985年夏) でよくまとめられている。
- (7) この5カ年計画 (Rencana Pembangunan Lima Tahun, 1956-60) はアメ
リカの専門家の技術協力を得ながら策定した経済経済計画で、20カ年の長期計
画の最初の5カ年計画という位置づけであった(有馬駿二・長田秋雄『インド
ネシア』通商産業調査会, 1957年, 158ページ)。また、戦後のインドネシアで
は計画立案に不可欠な資源賦存量・労働・国民総生産・国民所得などの推計は
行われていなかったため、アメリカの専門家たちはデータ作りから着手した。
むろん、スハルト大統領の下で1969年から実施された同名の開発計画とは別物
である。
- (8) Douglas S.Paauw, "From Colonial to Guided Economy," in Ruth T.
McVey, ed., *Indonesia*. New Haven: Yale University, 1963, p.220.
- (9) たとえば、鉄道(オランダ, 1950年)、ジャワ銀行(発券銀行, オランダ, 1951

- 年), *Algemeine Volkskrediet Bank* (銀行, オランダ, 1951年), *N.V. Scheepswelf Antjol* (造船, オランダ, 1952年), *N.V. General Motors Java Handel Mij.* (自動車組立, アメリカ, 1954年), などがある。
- (10) 永井「国有化と…」183ページ。
- (11) 「農園77, 鉱・工業92, 商社32, 銀行・保険31, 公共事業7, 海運・造船6, 薬品2, 運輸1の計253の企業が」対象となった。補償は西イリアン問題解決まで見合わせとされた。
- (12) 永井「国有化と…」183ページ。
- (13) 額面2.50ルピアを上回る額の蘭印政庁通貨およびジャワ銀行券は半分に切斷され, 右半分は利率3%のインドネシア共和国長期債券と交換され, 左半分は新しいジャワ銀行券と交換された。2.50ルピアの少額紙幣と硬貨はそのまま流通した。さらに, 400ルピアを超えるすべての貯蓄性預金と要求払い預金の半分は3%の長期国債と交換された。国債は40年以内の分割償還であった(H.K. Charlesworth, *A Banking System in Transition*. Djakarta: The New Nusantara Publishing Coy., 1959, p.8)。
- (14) H.W. Arndt, “Banking in Hyperinflation,” *Bulletine of Indonesian Economic Studies*. No.5, Oct. 1966, p.59より計算。
- (15) 流通中の高額面紙幣の額面を10分1に減額するとともに銀行預金のうち2万5000ルピアを超える部分を長期政府債券転換し, そこで生じた中央銀行の債務減少分と債券発行によるルピア吸収分を政府の利益と見なして中央銀行への借入金返済に充てたのである。
- (16) Paauw, “From Colonial to…” p.222.
- (17) Grafiti Pers, “APA & SIAPA sejumlah orang Indonesia 1985-1986 [インドネシア人人名録1985-1986].”
- (18) 1966年5月3日にはマリク外相が「国連等国際機関との協力を望む, これら機関の改革は内部にいてこそできる」旨のべている(『アジア動向月報』1966年5月号, 6月号)。
- (19) Bank Indonesia, *Report for the Years 1960-1965*. p.116.
- (20) Bank Negara Indonesia (Unit I), *Report for the Financial Years 1966-67*. pp.132-134.
- (21) 外務省経済協力局『インドネシア経済の現状とその打開の方策』1969年, 28ページ。
- (22) ソ連に次いで第2位の対イ債権国である日本は1966年3月23日という早い時期に「外務省構想として, 対イ債権国である日本, 米, 西独, オランダを中心に共産圏(ソ連, ユーゴ)を含めた『東京クラブ』結成」を提唱(『アジア動向月報』1966年3月)した。
- (23) 外務省経済協力局『インドネシア経済の現状と…』151ページ。

- (24) IMF, *Economic Development of Indonesia Vol. I, Feb. 12, 1968*. p.54.
- (25) 追加メンバーはオーストラリア, ベルギー, 国際機関はIMF, 世銀, UNDP, OECD, アジア開発銀行, オブザーバーはカナダ, ニュージーランド, ノルウェー, スイスであった。
- (26) 外務省経済協力局『インドネシア経済の現状と…』151ページ。
- (27) 日, 米, 独, 英, 仏, 豪, 韓など18カ国および世銀, IMF, ADBなど12国際機関が参加。
- (28) 暫定国民協議会決定1966年第23条の全文は日本国際問題研究所インドネシア部会編『インドネシア資料集 下 1959-1967』に拠った。以下の記述の邦訳文もほぼ全面的に同書に依拠した。
- (29) 外務省経済協力局『インドネシア経済の現状と…』31ページ。インドネシアでは時々の内閣に標語的な呼称をつけることが多く, 「アンペラ」(Ampera)とは「人民受難の声」を意味する *amanat penderitaan rakyat* の短縮語。
- (30) 同上書, 31ページ。
- (31) この政策パッケージについての記述は, 同上書, 33ページ, Bank Negara Indonesia (Unit I), *Report for the Financial Years...* pp.XIII-XIVに拠った。
- (32) この大綱に関する記述は全面的に, 外務省経済協力局『インドネシア経済の現状と…』33~36ページに拠っている。
- (33) Bank Negara Indonesia (Unit-I), *Report for the Financial Year...* p.126/Bank Indonesia, *Indonesian Financial Statistics*. Nov.1976, p.100.
- (34) 当時の輸出者は輸出代金をすべて外為基金に売却しなければならなかったが, この制度により輸出額の一定割合を輸出報償外為で輸出者に還元することになった。輸出者はこれを物品の輸入の決済に使うことができる。1966年2月11日開始された (Bank Negara Indonesia (Unit-I), *Report for the Financial Year...* p.119)。
- (35) *ibid*, p.122.
- (36) Bank Indonesia, *Report for the Financial Year 1970/71*. p.40.
- (37) Bank Indonesia, *Indonesian Financial Statistics*. pp.100-101.
- (38) 三平則夫「インドネシアにおける金融機構の形成と1960年代の経済(I)」(『アジア経済』第13巻第4号, 1972年4月)。
- (39) インドネシアでは石油部門(1977年以降は液化天然ガスも含む)の外貨収入は, 輸出収入から, インドネシアで操業する内外石油会社の外貨コスト・中東産石油輸入費用・外国石油会社利益送金を控除したもの(すなわち, 国際収支表の石油部門の経常収支戻)としている。
- (40) 石油公社プルタミナは本業の範囲を超えて過大投資を進めていたが, 石油危機後不況下の石油需要減退のなかで資金繰りに破綻をきたした事件。

- (41) 輸出信用 3億8900万ドル, 外銀からのキャッシュ・ローン10億4900万ドル (Bank Indonesia, *Laporan Tahun Pembukuan 1975/76* [1975/76年度年報]. p.44)。
- (42) Incremental Capital Output Ratioの略で, ここでは $ICOR_n = [GDFCF_{n-1} + GDFCF_{n-2} + \dots + GDFCF_{n-s}] / [GDP_n - GDP_{n-s}]$ とした。
- (43) 1969年に南スマトラ州からブंकル州が分離し, 76年に旧ポルトガル植民地東ティモールをインドネシアが併合して第27番目の州とした。
- (44) Citibank, 東京銀行, Chase Manhattan Bank, Bank of America, European Asian Bank, Bank Perdania, American Express International, Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Algemene Bank Nederland, Bangkok Bank, The Chartered Bank。このうち, P. T. Bank Perdaniaは1958年設立の日イ合弁銀行だが, ここでは外国銀行扱いとなっている。
- (45) 金融政策については, Binhadi & Paul Meek, "Implementing Monetary Policy," in Anne Booth, ed., *The Oil Boom and After : Indonesian Economic Policy and Performance in the Soeharto Era*. Singapore: Oxford Press, 1992 が詳しい。
- (46) Bank Indonesia, *Report for the Financial Year 1983/84*. pp.1-2.
- (47) ジャカルタ・ジャパクラブ法人部会『インドネシア・ハンドブック 1989/90年版』188ページ。
- (48) アジア経済研究所『アジア動向年報 1989年』465~470ページ。
- (49) Bank Indonesia, *Report for the Financial Year 1990/91*. pp.122-129.
- (50) Bank Indonesia, *Report for the Financial Year 1991/1992*. pp.88-98.
- (51) Bank Indonesia, *Laporan Tahun Pembukuan 1970/1971*. pp.39-40.
- (52) Bank Indonesia, *Report for the Financial Year 1971/1972*. p.103.
- (53) 開発金融会社は, ①PT Indonesian Development Finance Company (IDFC), ②PT Private Development Finance Company of Indonesia (PDFCI), ③PT Bahana, 投資金融会社は, ④PT Inter-Pacific Financial Corporation (Inter Pacific), ⑤PT Asia Euro-American Capital Corporation (ASEAM Indonesia), ⑥PT Mutual International Finance Corporation (MIFC), ⑦PT Indonesian Investments International (INDOVEST), ⑧PT Financial Corporation of Indonesia (FINCONESIA), ⑨PT Multi-national Finance Corporation (MULTICOR), ⑩PT Merchant Investment Corporation (MERINCORP), ⑪PT First Indonesian Finance and Investment Corporation (FICORINVEST), ⑫Indonesian Finance and Investment Co. (IFI), その他は⑬PT Papan Sejahtera, ⑭PT Sarana Bersama Pembiayaanである (出所はインドネシア銀行年報各年版など)。
- (54) The Editors "For the Sake of Debt Management : How was Presidential

Decree No.39/1991 Drafted," *Indonesia*. No.54, Oct. 1992.

- (55) 輸出振興制度については1971年に輸出振興庁を設置し、75年には輸出のドローバック制度を導入するなど石油危機前と石油危機後の国際収支に困難をきたした際にのみ振興策を導入しているが、構造調整政策期以前のこれらの策は徹底して輸出に有利な環境を作るというのではなく、中途半端なものに終始した。